

令和3年度

高岡市水防計画

(案)

高岡市

目次

第1章 総則	
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	4
第2章 水防組織及び水防区域	
第1節 市の水防組織	7
第2節 水防区域	7
第3章 重要水防箇所	
第1節 重要水防箇所	8
第4章 水防施設等	
第1節 水防倉庫	8
第2節 輸送の確保	8
第5章 通信連絡等	
第1節 水防通信連絡系統	9
第2節 水防信号	9
第6章 水防活動	
第1節 気象情報等の収集	10
第2節 雨量、水位・流量等に関する情報の収集	10
第3節 巡視及び警戒	11
第4節 配備体制と出動	12
第5節 水防警報の発表と解除	13
第6節 洪水予報の発表	14
第7節 氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報の発表	15
第8節 水防作業	15
第9節 決壊・漏水等の通報及びその後の処置	16
第10節 避難のための立退き	16
第11節 水防解除	17
第12節 水防報告等	17
第7章 協力及び応援	
第1節 河川管理者の協力	18
第2節 下水道管理者の協力	18
第3節 居住者等の協力	18
第4節 水防管理団体相互の協力	18
第5節 警察官の応援	19
第6節 自衛隊の応援	19
第8章 費用負担と公用負担	
第1節 費用負担	19
第2節 公用負担	19
第9章 水防訓練	
第1節 水防訓練	20
第10章 浸水想定区域における避難確保措置等	
第1節 浸水想定区域における避難確保措置	20
第2節 要配慮者利用施設・地下街・大規模工場等への情報伝達	20

附属資料

(附 表)

- 附表－1 高岡市水防本部組織表
- 附表－1の1 水防本部の編成及び分掌事務
- 附表－2 重要水防箇所一覧表
- 附表－2の1 重要水防箇所評定基準（国土交通省管理区間）
- 附表－2の2 重要水防箇所評定基準（富山県管理区間）
- 附表－3 水防倉庫一覧表
- 附表－4 水位観測所及び基準水位一覧表
- 附表－5 流量観測所及び基準流量一覧表
- 附表－6 雨量観測所一覧表
- 附表－7 波高・潮位観測所一覧表
- 附表－8 消防機関人員現況表
- 附表－9 水防警報河川及びその区域
- 附表－10 水防警報の種類、内容及び発表基準（河川・国）
- 附表－10の1 津波に関する水防警報（河川・国）【暫定版】
- 附表－10の2 津波に関する水防警報（海岸・国）【暫定版】
- 附表－10の3 水防警報の種類、内容及び発表基準（河川・県）
- 附表－10の4 津波に関する水防警報（県）【暫定版】
- 附表－11 水防警報発報担当者及び受報者
- 附表－12 水防警報発表形式（国）
- 附表－12の1 水防形式発表形式（県）
- 附表－13 水防巡視出動状況等報告形式
- 附表－14 洪水予報指定河川及びその区域
- 附表－15 洪水予報指定河川基準地点及び基準水位（流量）一覧表
- 附表－16 洪水予報の種類及び発表基準等
- 附表－17 指定河川洪水予報発表形式
- 附表－18 水位周知河川及びその区域
- 附表－19 氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報発報担当者及び受報者
- 附表－20 氾濫危険水位到達情報発表形式
- 附表－21 水防工法の選定
- 附表－22 水防実施状況報告書
- 附表－23 公用負担権限委任証明書様式
- 附表－24 公用負担命令票様式

(附 図)

- 附図－1 水防情報通信連絡系統図
- 附図－2 気象警報等の通知系統図
- 附図－3 洪水予報に係る連絡系統図

(参考資料)

- 参考－1 富山河川国道事務所指定水防区域図
- 参考－2 水防倉庫位置図

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、高岡市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、高岡市域内の河川、海岸及び港湾等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門の操作並びに消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運営等の実施についての大綱を示したものである。

第2節 用語の定義

用語	内容
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（水防事務組合）若しくは水害予防組合をいう。（法第2条第2項）
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体として、知事が指定した水防管理団体をいう。（法第4条）
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条第3項）
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。（法第2条第4項）
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。（法第2条第5項）
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。（法第6条）
量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第2条第7項、第10条第3項） 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。（法第12条）
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる、法人、その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定したものをいう。（法第36条第1項）

水 防 警 報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第2条第8項、第16条）
洪 水 予 報 河 川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
水 位 周 知 河 川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（法第13条）
水 位 周 知 下 水 道	都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事または市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。（法第13条の2）
水 位 周 知 海 岸	都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。（法第13条の3）
水 位 到 達 情 報	水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生に関する情報をいう。
水 防 団 待 機 水 位 （ 通 報 水 位 ）	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定めるものであって、水防機関が水防体制に入る水位をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。（法第12条第1項）

氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。水防団の出動の目安となる。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その推移の状況を公表しなければならない。(法第12条第2項)
避難判断水位	氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう。市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる。
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、洪水特別警戒水位に相当する。(法第13条第1項及び第2項)
内水氾濫危険水位	雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。(法第13条の2第1項及び第2項)
高潮氾濫危険水位	高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。(法第13条の3)
洪水特別警戒水位	災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。(法第13条第1項及び第2項)
雨水出水特別警戒水位	内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。(法第13条の2第1項及び第2項)
高潮特別警戒水位	高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。(法第13条の3)
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる(越水)等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。(法第14条)

内水浸水想定区域	水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう。 (法第14条の2)
高潮浸水想定区域	水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう。(法第14条の3)
浸水被害軽減地区	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。 (法第15条の6)
有義波高	ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高いほうから順に全体の3分の1の個数の波を選び、これらの波高を平均したものをいう。

第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する(法第3条)。具体的には、主として次のような事務を行う。

- ① 水防団の設置※消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合(法第5条)
- ② 水防団員等の公務災害補償(法第6条の2)
- ③ 平常時における河川等の巡視(法第9条)
- ④ 水位の通報(法第12条第1項)
- ⑤ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知(法第13条の2第2項)
- ⑥ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条の2)
- ⑦ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)
- ⑧ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条の2)
- ⑨ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条の3)
- ⑩ 浸水被害軽減地区の指定・公表及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受

理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7 及び法第 15 条の 8）

- ⑪ 予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- ⑫ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- ⑬ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
- ⑭ 警戒区域の設定（法第 21 条）
- ⑮ 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- ⑯ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条第 1 項）
- ⑰ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、第 26 条）
- ⑱ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
- ⑲ 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑳ 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ㉑ （指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ㉒ （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条第 1 項）
- ㉓ 水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ㉔ 水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- ㉕ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ㉖ 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ㉗ 消防事務との調整（法第 50 条）

（2）富山県の責任

富山県内の水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主として次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- ② 都道府県水防計画の作成及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）
- ④ 都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- ⑤ 気象予報及び警報並びに洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- ⑥ 洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- ⑦ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ⑧ 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項並びに第 13 条の 3）
- ⑨ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村への通知（法第 13 条の 4）
- ⑩ 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3）
- ⑪ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
- ⑫ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等を指定したときの公示（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）
- ⑬ 水防信号の指定（法第 20 条）
- ⑭ 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑮ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- ⑯ 水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- ⑰ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

⑱ 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第 48 条）

（3）国土交通省の責任

- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ③ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ④ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- ⑤ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村への通知（法 13 条の 4）
- ⑥ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑦ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- ⑧ 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑨ 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑩ 特定緊急水防活動（法第 32 条）
- ⑪ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑫ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（4）河川管理者の責任

- ① 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

（5）気象庁の責任

- ① 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

（6）居住者等の義務

- ① 水防活動への従事（法第 24 条）
- ② 水防通信への協力（法第 27 条）

（7）量水標管理者の責任

- ① 水位状況の関係機関への通報（法第 12 条第 1 項）
- ② 水位状況の公表（法第 12 条第 2 項）

（8）放送局、電話局、鉄道その他の通信報道機関の責任

- ① 水防上緊急を要する通信の最も迅速な実施への協力（法第 27 条）

（9）河川構造物等の管理者の責任

- ① 河川構造物等の管理者は、当該工作物の決壊等により水害が予想されるときは、当

該水防管理者の指揮下に入るものとする。

(10) 水防協力団体の義務

- ① 決壊の通報（法第 25 条）
- ② 決壊後の処置（法第 26 条）
- ③ 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ④ 津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- ⑤ 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

第 2 章 水防組織

第 1 節 市の水防組織

1 水防本部の設置

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、高岡市域における水防を統括するために高岡市水防本部（以下「水防本部」という。）を置くものとし、本部長には高岡市長をもって充てるものとする。

ただし、高岡市災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

2 水防本部の組織

水防本部の組織は、附表－1 のとおりとする。

3 水防事務の分担

水防事務の分担については、附表－1 の 1 のとおりとする。

4 職務権限の代行

市長が不在等の非常時には、水防本部の設置等の市長権限委譲順位を次のとおりとする。

1 副市長	2 都市創造部長
-------	----------

第 2 節 水防区域

高岡市及び高岡市が構成市となっている指定水防管理団体の水防区域は、次のとおりとする。

水防管理団体	管理者	構成市	水防区域	所管土木センター (事務所)
高岡市	高岡市長	高岡市	庄川の流域のうち高岡市の区域（うち庄川水害予防組合の区域を除く。）、小矢部川の流域のうち高岡市の区域（うち五位橋から上流を除く。）及び海岸のうち高岡市の区域	高岡土木
庄川 水害予防組合	高岡市長	高岡市 射水市 砺波市	庄川の砺波市庄川町小牧えん堤から海までの流域	高岡土木 砺波土木
小矢部川中流 水害予防組合	小矢部市長	高岡市 小矢部市	小矢部川のうち小矢部市、高岡市の区域（五位橋から下流を除く）	高岡土木 小矢部土木

第3章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

市の水防区域のうち、洪水等が発生した場合に公共に及ぼす影響の大きい重要水防箇所は、附表－２のとおりである。なお、その評定基準は附表－２の１・２の２のとおりとする。

第4章 水防施設等

第1節 水防倉庫

- (1) 市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、附表－３のとおりとする。
- (2) 水防管理者（市長）は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- (3) 水防管理者（市長）は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省関係事務所長又は富山県土木センター（事務所）所長の認を受け使用するものとする。

第2節 輸送の確保

水防管理者（市長）は、水防業務に必要な場合、市の保有する車両を優先的に水防業務のために使用させる。

第5章 通信連絡等

第1節 水防通信連絡系統

水防の通信連絡は、電話、無線を優先使用することを原則とし、迅速かつ正確に次の連絡系統により実施するものとする。なお、通信連絡の万全を期するために、水防通信の発着点、資器材等の備蓄場及び水防作業現場等には、必要に応じ自動車等による伝令等を配置するものとする。

(1) 水防情報の通信連絡

連絡系統は、附図-1のとおりとする。

(2) 気象警報等（水防上必要な警報・注意報等をいう。以下同じ。）の通知連絡系統は、附図-2のとおりとする。

第2節 水防信号

富山県水防信号規則（昭和24富山県規則第98号）の定めるところにより、水防に用いる信号は、次のとおりとする。

(1) 報知信号

河川の水位が量水標の示す警戒点（氾濫注意水位）に達したことを知らせるもの。

(2) 出場信号

水防団員、消防機関及び水防協力団体に属する者の全員に出動を求めることを知らせるもの。

(3) 避難信号

必要と認める区域の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの。

水 防 信 号

方法 区分	サイレン信号				警鐘信号
報知信号	30秒 ○—	6秒 休止	30秒 ○—	6秒 休止	○ ○—○—○—○ ○ ○—○—○—○ 【1点4点の交打】
出場信号	5秒 ○—	6秒 休止	5秒 ○—	6秒 休止	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○ 【3点打】
避難信号	5秒 ○—	2秒 休止	5秒 ○—	2秒 休止	○—○—○—○—○—○—○—○—○—○ 【連打（乱打）】

備考

- 1 信号の時間は、サイレン信号の場合にあっては2分間、警鐘信号の場合にあっては5分間とする。
- 2 信号は、それぞれ併用することができる。
- 3 水災の危険が去ったときは、口頭で伝達する。
- 4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、この表に準じて水防信号を発する。

第6章 水防活動

第1節 気象情報等の収集

気象庁（富山地方气象台）は、気象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、直ちにその警報事項を西日本電信電話株式会社、警察庁、消防庁、海上保安庁、国土交通省、日本放送協会又は県の機関他に通知することとされており、通知を受けた各機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するよう務めることとされている。

また、警戒の必要がなくなった場合も同様とすることとされている。（気象業務法第15条）

水防本部は、通知を受けた情報や、防災気象情報（気象庁）、インターネット等を活用し、気象情報等の収集に努める。また、民間予報業務（気象情報提供）事業者からの情報提供を受け、水防活動に利用する。

第2節 雨量、水位・流量等に関する情報の収集

水防本部は、富山県総合防災情報システム、防災ネット富山、インターネット等を活用し、公表されている雨量観測所における雨量、水位観測所における水位に関する情報を収集するとともに、流量観測所（ダム）における流量や波高、風向・風速観測所及び検潮所における観測情報の収集に努める。情報の収集は、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話等から確認するものとする。

なお、水位観測所及び基準水位は附表－4、流量観測所及び基準流量は附表－5、雨量観測所は附表－6、波高・風向・風速・潮位観測所は附表－7のとおりとする。

（1）気象情報

① 気象庁

- ・気象警報・注意報 <http://www.jma.go.jp/jp/warn/>
- ・アメダス <http://www.jma.go.jp/jp/amedas/>
- ・レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻） <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>
- ・高解像度降水ナウキャスト <https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>
- ・洪水警報の危険度分布 <https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>
- ・大雨警報（浸水害）の危険度分 <https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

（2）雨量・河川水位

① 国土交通省

- ・防災ネット富山 <http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/bousainet/kasen/>
- ・川の防災情報
 - 【PC版】 <http://www.river.go.jp/>
 - 【スマートフォン版】 <http://river.go.jp/s/>
 - 【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

（3）潮位・波高

① 国土交通省

- ・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）
 - 【PC版】 <http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>
 - 【スマートフォン・携帯版】 <http://nowphas.mlit.go.jp>

- ② 国土交通省防災情報提供センター
・潮位情報リンク http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html

- ③ 気象庁
・潮位観測情報 <http://www.jma.go.jp/jp/choi/>
・海洋の健康診断表・波浪に関するデータ
http://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html

- (4) 富山県
・富山県防災 WEB <http://www.bousai.pref.toyama.jp/>

第3節 巡視及び警戒

1 巡視

- (1) 水防管理者又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。
上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。
河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。
水防管理者等が、出水期前や洪水、津波又は高潮の終息後等に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。この際、消防団等が立会又は共同で行うことが望ましい。
- (2) 重要水防箇所に指定された工作物の管理者は、常に点検・整備を行うとともに、水防管理者及び国土交通省関係事務所長又は所轄土木センター（事務所）所長と協議のうえ、応急水防工法を定めなければならない。

2 警戒

- (1) 洪水
水防管理者等は、水防管理団体が非常配備体制をとったとき、又は出動命令を発したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、附表－2に定める重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。
特に次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、水防本部及び所轄土木センター（事務所）並びに国土交通省関係事務所にその状況及び見通し等を連絡するものとする。ただし、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第6章9節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。
- ① 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
② 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

- ③ 堤防上端の亀裂又は沈下
- ④ 堤防から溢水のおそれ（水のおふれるおそれ）のある箇所の水位の状況
- ⑤ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部からの漏水と扉の締まり具合の異状
- ⑥ 橋りょうその他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

3 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。（法第 21 条第 1 項）

第 4 節 配備体制と出動

1 市の配備体制

- (1) 市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。

	配備時期	配備の内容
第 1 配備	(1) 高岡市域内に大雨若しくは洪水注意報若しくは波浪警報の一以上が発表され、又は高潮と波浪の注意報が同時に発表され、今後の気象情報と水位及び流量情報に注意と警戒を必要とするが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはかなり時間的余裕のある場合で、本部長が指令したとき (2) その他本部長が指令したとき	少数の人員をもって、情報の収集及び連絡等の業務を主とし、事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる体制を整えるものとする
第 2 配備	(1) 高岡市域内に大雨、洪水又は高潮警報の一以上が発表され、水防活動を必要とする事態の発生が予想され、水位又は流量が指定水位又は指定流量に達し、今後増水等のおそれがあり、水防活動の開始が考えられる場合で、本部長が指令したとき。 (2) 津波について、富山県沿岸において大津波警報又は津波警報が発表された場合で、本部長が指令したとき。 (3) その他本部長が指令したとき	第 1 配備の 2 倍程度の人員をもって、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できるよう各種機関と十分連絡し、水防体制を整えるものとする
第 3 配備	(1) 事態が切迫して水防活動の必要が予想され、又は事態の規模が拡大し第 2 配備では対処できないと考えられる場合で、本部長が指令したとき (2) その他本部長が指令したとき	所属人員全員をもって、完全な水防体制をとるものとする

※災害対策本部が設置された場合には、水防本部は、災害対策本部に包括される。

- (2) 配備体制の解除は、今後水防活動の必要がなくなったときに本部長が指令する。

2 消防団の配備体制と出動

- (1) 水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。なお、消防機関人員現況表は附表－８のとおりとする。

	配備基準	配備体制
待機	(1) 管内の河川又は海岸において、津波に係る水防警報（待機）が発表されたとき (2) 気象庁が富山県沿岸に大津波警報又は津波警報を発表し、かつ、水防管理者が消防団員と消防機関に属する者の安全確保が困難と判断したとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	(1) 水防管理者が非常配備を発令したとき。 (2) 管内の河川又は海岸において、水防警報（（準備）又は（待機・準備））が発表されたとき (3) 河川の水位が水防団待機水位（流量）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき (4) 気象状況等により洪水、津波又は高潮の危険が予知されるとき。ただし、津波については、消防団員と消防機関に属する者の安全が確保できる時間的余裕があると水防管理者が判断したとき	消防団の団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	(1) 管内の河川又は海岸において、水防警報（出動）が発表されたとき (2) 河川の水位が氾濫注意水位（流量）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき (3) 気象状況等により洪水、津波又は高潮の危険を認めるとき。ただし、津波については、消防団員と消防機関に属する者の安全が確保できる時間的余裕があると水防管理者が判断したとき	消防団の全員が所定の詰所に合し警戒配備につく
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

第5節 水防警報の発表と解除

1 水防警報の発表と解除

- (1) 国土交通大臣の発する水防警報

国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのあると認めて指定した河川、海岸等について、水防活動を行う必要があるときは、その旨を警告（水防警報）し、その警報事項を知事に通知しなければならない。知事は、その受けた通知に係る事項を関係水防管理者に通知しなければならない。

(2) 富山県知事の発する水防警報

富山県知事は、国土交通大臣が指定した河川、海岸等以外の河川、海岸等で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて自ら指定した河川、海岸について、水防活動を行う必要があるときは、関係水防管理者にその旨を警告（水防警報）しなければならない。

水防警報の発表及び通知は、附図－1の系統により行うものとする。

国土交通大臣又は富山県知事が水防警報を行う河川及びその区域は附表－9のとおりとする。

2 水防警報の種類・内容及び発表基準

- (1) 国土交通大臣の発する水防警報の種類、内容及び発表基準は附表－10・10の1・10の2のとおりとする。
- (2) 富山県知事が発する水防警報の種類、内容及び発表基準は附表－10の3・10の4のとおりとする。

3 水防警報の発報及び受報

水防警報の発報・受報担当者は附表－11のとおりとする。

なお、水防警報発表形式は附表－12（国）、附表－12の1（県）のとおりである。

また、水防警報により水防活動を実施した場合は、水防管理者（市長）は附表－13により県水防本部へ報告しなければならない。

4 水防警報の解除

国土交通大臣又は富山県の水防警報発表機関は、水防活動の必要がなくなつたと判断したときは、水防管理団体に水防警報の解除を通知する。

なお、水防警報解除形式は附表－12（国）、附表－12の1（県）のとおりとする。

第6節 洪水予報の発表

1 洪水予報の発表

法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が指名した河川（洪水予報河川）について、国土交通省及び気象庁の機関が共同して洪水予報を発表し、富山県水防本部がその通知を受けたときは、所管の土木センター・土木事務所に通知するとともに、所管の土木センター・土木事務所は関係水防管理者に通知しなければならない。

指定河川の洪水予報の通知は、附図－3の系統により行うものとする。

国土交通大臣及び気象庁長官が洪水予報を行う河川とその区域は附表－14のとおりとする。

指定河川の基準地点及び基準水位一覧表は附表－15のとおりとする。

2 洪水予報の発表基準

指定河川の洪水予報（警報、注意報）の種類及び発表基準等は、附表－16 のとおりとする。

3 洪水予報の発表形式

指定河川の洪水予報の発表形式は、附表－17 のとおりとする。

第7節 氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報の発表

1 氾濫危険水位到達情報の発表

(1) 国土交通大臣の通知

国土交通大臣は、法第10条第2項により指定した河川（洪水予報河川）以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨（氾濫危険水位到達情報）を当該河川の水位または流量を示して知事に通知しなければならない。知事は、この通知を受けた場合においては、直ちに関係水防管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(2) 富山県知事の通知

富山県知事は、富山県管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして自らが指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（特別警戒水位）定め、所管の土木センター・土木事務所は、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨（氾濫危険水位到達情報）を当該河川の水位又は流量を示して直ちに、関係水防管理者及び量水管理者に通知しなければならない。

氾濫危険水位の伝達系統は附図－1 のとおりとする。

水位周知河川及びその区域は、附表－18 のとおりとし、水位周知河川各々の氾濫危険水位は附表－4 のとおりとする。

2 氾濫危険水位到達情報の発表方法

氾濫危険水位到達情報の発報担当者及び受報者は、附表－19 のとおりとする。

氾濫危険水位到達情報の発表形式は、附表－20 のとおりとする。

第8節 水防作業

1 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別して、それに対する工法の説明は、附表－21 のとおりである。

その際、消防団員等は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、消防団員等が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

2 水防作業上の心得

- (1) 命令又は指令がないにもかかわらず、部署を離れるなどの勝手な行動をとってはならない。
- (2) 作業中は常に危険に対する警戒心を弛めず、どのような環境においても冷静さを保持する。
- (3) 夜間にあつては、特に言動に注意し、みだりに想像による言動を発してはならない。命令、指令及び情報の伝達は特に迅速、正確並びに慎重を期し、みだりに人心を動揺させ、また、いたずらに消防団員等を緊張させ、疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけるものとする。
- (4) 洪水時において、堤防に異常がおきる時期は、滞水時間にもよるが、概ね水位が最大るとき又はその前後である。
しかし、堤防斜面の崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる割合が多いこと（水位が最大洪水位の4分の3に減少したときが最も危険）から、洪水の最大時を過ぎても完全に流下するまで警戒を解いてはならない。
- (5) 高潮の水防活動においては、河口付近の内水氾濫に留意し、人家等の湛水被害の発生を防止するため適切な措置を講じるものとする。
- (6) 地震後の水防活動においては、堤防の漏水、沈下の状況に特に留意するものとし、河川水位に応じ、被害の拡大を防止するため適切な措置を講じるものとする。
なお、津波情報には特に注意し、二次災害の発生を防止するものとする。
- (7) 津波の来襲が予想される場合は、津波情報等に特に注意し、住民の避難誘導等を優先的に行うものとする。

第9節 決壊・漏水等の通報及びその後の処置

1 決壊等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊し、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、当該水防管理者、消防機関の長若しくは水防協力団体の代表者は、法第25条の規定に基づき、直ちにその旨を一般住民、国土交通省関係事務所及び所管の土木センター・土木事務所並びに氾濫が予想される方面の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

通報を受けた土木センター・土木事務所は、これを水防本部、関係警察署その他関係方面に連絡するものとする。

2 決壊・漏水後の措置

水防管理者、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。（法第26条）

第10節 避難のための立退き

1 避難のための立退きの指示

洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、富山県知事、その命を受けた富山県の職員又は水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者（市長）が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。（法 29 条）

なお、国土交通省管理区間の区域については、国土交通省関係事務所に助言を求めるとする。

2 避難及び立退き

水防管理者（市長）は、水防計画及び地域防災計画に基づき、予定立退き先をあらかじめ定めるとともに、当該区域の居住者に周知するものとする。

立退きの指示があったときは、当該区域の居住者等に伝達するとともに、警察署及び関係機関の協力を得て避難の誘導を行うものとする。

第 11 節 水防解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者（市長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

(2) 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 12 節 水防報告等

1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の日時
- (4) 消防団及び消防機関に属する者の出動の時間と人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用水防資材の種類及び数量並びに消耗分及び回収分
- (8) 法第 28 条の規定による使用又は収用の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 処分した障害物の種類、数量及びその事由並びに除却の場所

- (10) 土地を一時使用したときは、その場所及び所有者氏名とその理由
- (11) 応援の状況
- (12) 居住者出動の状況
- (13) 警察の援助の状況
- (14) 現場指導者の職、氏名
- (15) 立退きの状況及びこれを指示した理由
- (16) 水防関係者の死傷の有無及びその状況
- (17) 功労者の職、氏名及びその功績
- (18) 功労水防団及びその功績
- (19) 今後の水防について考慮を要する点その他水防管理者の所見
- (20) 堤防その他の施設について緊急工事を必要とするときは、その場所及びその損傷の状況
- (21) 水防に要した経費
- (22) その他必要な事項

2 水防報告

水防管理者（市長）は、水防が終結したときは、遅滞なくその状況を、附表－22により所轄の土木センター・土木事務所及び国土交通省関係事務所に報告するものとする。
なお、水防活動時及び被害状況写真の撮影については、安全配慮に十分留意した上で、可能な限り行うものとする。

第7章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。

第2節 下水道管理者の協力

下水道管理者（市町村長及び事務組合の長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。

第3節 居住者等の協力

水防管理者（市長）又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、水防管理団体（市）の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（法24条）

第4節 水防管理団体相互の協力

水防管理者（市長）は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた水防管理者、市町村長又は消防長は、自らの水防に支障のない限り、その求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し、水防については応援を求めた水防管理者の指揮の下に行動するものとする。（法第 23 条）

第 5 節 警察官の応援

水防管理者（市長）は、水防のため必要があると認めるときは、所轄警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。（法第 22 条）

第 6 節 自衛隊の応援

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、富山県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

第 8 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第 41 条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請するものとする。

- (1) 法第 23 条の規定による応援のための費用
- (2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第 2 節 公用負担

1 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）又は消防機関の長は、水防の現場において次のような権限を行使することができる。（法 28 条）

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限者及び同権限被委任者の証明書

公用負担の権限を行使する者が水防管理者（市長）又は消防機関の長であるときは、その身分を示す証明書を、また水防管理者から委任を受けて権限を行使する者であるときは、水防管理者より交付される公用負担権限委任証（附表－23）を携行し、関係者又は一般人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 公用負担の証票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた証票（附表－24）を2通作成し、1通は行使者が保管し、他の1通は目的物の所有者若しくはその管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

4 損失補償

水防管理団体（市）は、公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償するものとする。

第9章 水防訓練

第1節 水防訓練

指定水防管理団体（市）は、毎年、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。（法第32条の2）

水防訓練の実施にあたっては、地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努める。

第10章 浸水想定区域における避難確保措置等

第1節 浸水想定区域における避難確保措置

市は、市町村地域防災計画において定められた浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難及び浸水の防止のための措置として、住民、滞在者その他の者に周知させるため水害ハザードマップを作成し、印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

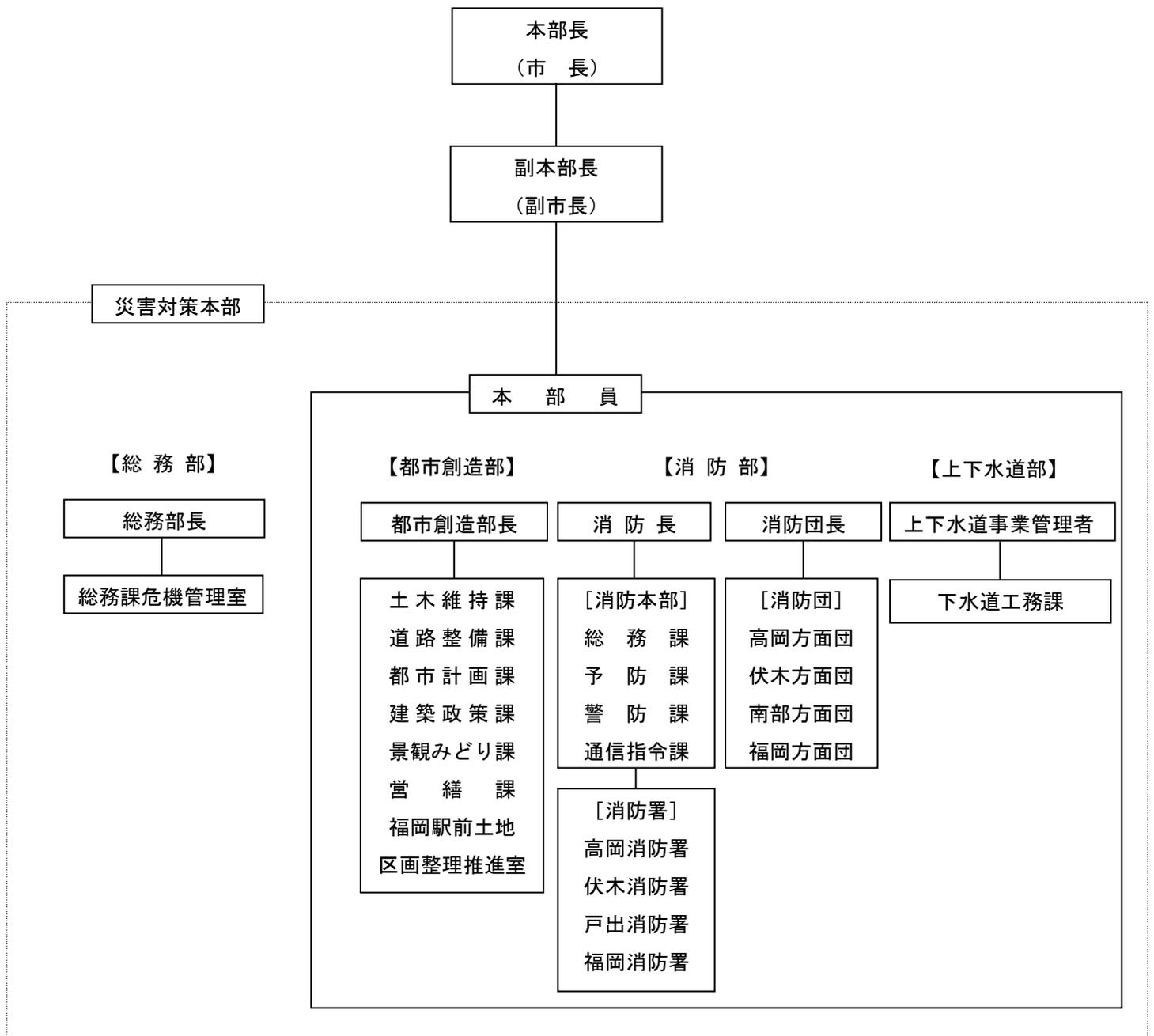
第2節 要配慮者利用施設・地下街・大規模工場等への情報伝達

市は、浸水想定区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設や、地下街・大規模工場等へ洪水予報等を伝達するものとする。（法第15条第2項）

洪水予報等の伝達については、市広報車（消防用車両を含む。）、防災無線、市ホームページによる広報、また、必要に応じてケーブルテレビ（災害情報放送に関する協定）、コミュニティFM（緊急割り込み放送）を活用した周知や電話、ファクシミリ又は電子メール等の方法によるものとする。

(附 表)

高岡市水防本部組織表



※水防本部は、庄川水害予防組合及び小矢部川中流水害予防組合と相互協力体制をとる。

※水防本部は、災害対策本部が設置された場合には、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

水防本部の編成及び分掌事務

部名	課名（班長）	分掌事務
都市創造部	土木維持課（土木維持課長） 道路整備課（道路整備課長） 建築政策課（建築政策課長） 都市計画課（都市計画課長） 景観みどり課（景観みどり課長） 営繕課（営繕課長） 福岡駅前土地区画整理推進室 （福岡駅前土地区画整理推進室長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象及び水位情報等の収集に関する事。 ・ 洪水情報の受報及び伝達に関する事。 ・ 通信連絡に関する事。 ・ 監視及び警戒に関する事。 ・ 非常配備及び出動に関する事。 ・ 水門等の操作に関する事。 ・ 水防作業に関する事。 ・ 堤防の決壊等の通報及び決壊後の処置に関する事。 ・ 避難の確保に関する事。 ・ 水防解除に関する事。 ・ 水防実施状況報告に関する事。 ・ 協力・応援に関する事。 ・ 水防費用に関する事。
消防部	総務課（総務課長） 予防課（予防課長） 警防課（警防課長） 通信指令課（通信指令課長） 高岡消防署（高岡消防署長） 伏木消防署（伏木消防署長） 戸出消防署（戸出消防署長） 福岡消防署（福岡消防署長） 高岡方面団（高岡方面団長） 伏木方面団（伏木方面団長） 南部方面団（南部方面団長） 福岡方面団（福岡方面団長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象及び水位情報等の収集に関する事。 ・ 洪水情報の受報及び伝達に関する事。 ・ 通信連絡に関する事。 ・ 監視及び警戒に関する事。 ・ 非常配備及び出動に関する事。 ・ 水防作業に関する事。 ・ 堤防の決壊等の通報及び決壊後の処置に関する事。 ・ 避難の確保に関する事。 ・ 水防解除に関する事。 ・ 水防実施状況報告に関する事。 ・ 協力・応援に関する事。 ・ 水防費用に関する事。
上下水道部	下水道工務課 （下水道工務課長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の水防に関する事。
部名	課名（班長）	分掌事務
災害対策本部	総務課危機管理室 （総務課危機管理室長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設置に関する事。 ・ 洪水情報の受報及び伝達に関する事。 ・ 通信連絡に関する事。 ・ 避難の確保に関する事。

附表－２

重要水防箇所一覧表

1 河川（国土交通省関係）

（重要度の判定は、附表２－１の基準による）

令和３年４月１日現在

番号	水系	河川	重要水防箇所			左右岸別	延長	重要度	現況	予想される危険	水防工法	担当水防管理団体	関係機関
			位置										
			郡市	町村	字								
1	庄川	庄川	射水市		庄西町	左岸 0.0k～0.4k	402	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
2	庄川	庄川	射水市		庄西町	左岸 0.4k～0.8k	386	B	堤体漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
						左岸 0.4k～0.8k	386	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪シート張		
3	庄川	庄川	射水市		庄川本町	0.4k+70m	新庄川橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
4	庄川	庄川	射水市		庄川本町	0.4k+80m	新庄川橋	A	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
5	庄川	庄川	射水市		庄川本町	0.4k+120m	私鉄橋梁 万葉線	A	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
6	庄川	庄川	射水市		庄西町	左岸 0.4k～ 0.4k+100m	93	A	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
7	庄川	庄川	射水市		庄西町	左岸 0.4k+100m～ 4.4k+100m	3,987	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
8	庄川	庄川	射水市		庄西町	左岸 0.8k～1.0k	211	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
9	庄川	庄川	高岡市		吉久	左岸 1.8k+100m～ 2.0k+120m	220	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
10	庄川	庄川	高岡市		吉久	2.4k+141m	牧野大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
11	庄川	庄川	高岡市		吉久	左岸 2.4k+100m～ 2.8k+20m	342	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
12	庄川	庄川	射水市		宮袋	左岸 2.8k～3.8k	966	B	堤体漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
13	庄川	庄川	高岡市 射水市		石瀬川口	4.0k+120m	高新大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
14	庄川	庄川	高岡市		石瀬	左岸 5.0k-100m～ 5.0k+100m	199	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
15	庄川	庄川	高岡市		石瀬	左岸 5.0k-100m～ 5.0k+100m	199	B	堤体漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
16	庄川	庄川	高岡市 射水市		三女子北野	6.0k+30m	高岡大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
17	庄川	庄川	高岡市 射水市		三女子大門	6.6k+49m	あいの風とやま鉄道橋梁（下）	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
18	庄川	庄川	高岡市 射水市		三女子大門	6.6k+64m	あいの風とやま鉄道橋梁（上）	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
19	庄川	庄川	射水市		枇杷首二口	6.8k+122m	大門大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
20	庄川	庄川	射水市		枇杷首二口	6.8k+128m	大門大橋歩道橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
21	庄川	庄川	高岡市		三女子	左岸 6.0k-100m～ 6.0k+100m	190	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
22	庄川	庄川	高岡市		三女子	左岸 6.0k-100m～ 6.0k+100m	190	B	堤体漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
23	庄川	庄川	高岡市		三女子	左岸 6.6k-100m～ 6.6k+100m	202	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
24	庄川	庄川	高岡市		上伏間江	左岸 9.0k～9.6k	578	B	堤体漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
						左岸 9.0k～9.6k	578	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪シート張		

番号	水系	河川	重要水防箇所						予想される危険	水防工法	担当水防管理団体	関係機関	
			位置			左右岸別	延長	重要度					現況
			郡市	町村	字								
25	庄川	庄川	高岡市		上伏間江	左岸 9.2k~9.4k+50m	255	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
26	庄川	庄川	高岡市	二塚	左岸 10.2k~11.9k	1,751	B	堤体漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木	
					左岸 10.2k~11.9k	1,751	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪シート張			
27	庄川	庄川	高岡市		二塚	左岸 11.2k~11.4k	202	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
28	庄川	庄川	高岡市		戸出徳市	左岸 11.9k~13.0k	1,102	B	堤体漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
29	庄川	庄川	高岡市		戸出徳市	左岸 12.0k~12.8k+100m	398	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
30	庄川	庄川	高岡市		戸出石代	左岸 15.0k~17.0k	2,017	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
31	庄川	庄川	砺波市		下中条	左岸 16.2k~6m~16.6k+77m	489	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川砺波土木
32	庄川	庄川	砺波市		柳瀬	左岸 19.3k~19.6k+30m	339	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川砺波土木
33	庄川	庄川	砺波市		太田	左岸 21.2k+100m~21.4k+80m	180	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川砺波土木
34	庄川	庄川	砺波市	庄川町	庄	左岸 22.2k+100m~22.4k+100m	203	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川砺波土木
35	庄川	庄川	砺波市	庄川町	庄	左岸 22.4k+100~23.0k	491	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川砺波土木
36	庄川	庄川	砺波市	庄川町	庄	左岸 23.4k~23.6k+30m	228	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川砺波土木
37	庄川	庄川	砺波市	庄川町	庄	左岸 24.4k+100m~24.4k+100m	209	B	越水(溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川砺波土木
38	庄川	庄川	砺波市	庄川町	青島	左岸 25.6k~25.8k+100m	288	B	越水(溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川砺波土木
39	庄川	庄川	砺波市	庄川町	青島	左岸 26.0k+100m~26.0k	108	A	越水(溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川砺波土木
40	庄川	庄川	砺波市	庄川町	青島	左岸 25.8k+100m~26.0k+108m	225	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川砺波土木
41	庄川	庄川	砺波市	庄川町	東山見	26.0k+100m	庄川用水合口ダム	A	河道断面不足(流下能力)	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川砺波土木
42	庄川	庄川	射水市		庄川本町	右岸 0.2k~0.8k	552	B	堤体漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
43	庄川	庄川	射水市		庄川本町	右岸 0.4k~2.4k	1,757	B	越水(溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
44	庄川	庄川	射水市		宮袋	右岸 2.8k~3.8k	1,652	B	越水(溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
45	庄川	庄川	射水市		川口	右岸 4.0k~4.8k	874	B	堤体漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
46	庄川	庄川	射水市		北野	右岸 4.8k~5.2k	445	B	越水(溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
47	庄川	庄川	射水市		北野	右岸 5.2k~6.6k	1,264	B	堤体漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
48	庄川	庄川	射水市		北野	右岸 5.8k+100m~5.8k+100m	192	B	越水(溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
49	庄川	庄川	射水市		大門	右岸 6.0k+100m~6.2k+100m	192	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
50	庄川	庄川	射水市		大門	右岸 6.2k+100m~6.4k+89m	161	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
51	庄川	庄川	射水市		大門	右岸 6.2k~6.2k+100m	72	B	越水(溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木

番号	水系	河川	重要水防箇所						予想される危険	水防工法	担当水防管理団体	関係機関	
			位置			左右岸別	延長	重要度					現況
			郡市	町村	字								
52	庄川	庄川	射水市		大門	右岸 6.4k-100m～ 6.4k+100m	164	A	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山土木 高岡土木
53	庄川	庄川	射水市		大門	右岸 6.6k-100m～ 6.6k	91	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山土木 高岡土木
54	庄川	庄川	射水市		大門	右岸 7.0k+100m～ 7.2k+100m	315	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
55	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 7.6k+100m～ 7.8k+100m	214	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
56	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 7.5k～8.1k	623	B	基礎地盤 漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
57	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 8.1k～8.3k	202	B	堤体漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
58	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 8.6k～9.0k	416	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
59	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 9.0k～9.6k	615	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
60	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 9.5k～11.1k	1,650	B	堤体漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
61	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 10.0k～10.5k	535	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
62	庄川	庄川	高岡市		西広上	右岸 11.0k+100m～ 12.0k	807	B	基礎地盤 漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
63	庄川	庄川	高岡市		上麻生	右岸 13.0k～13.6k	510	B	基礎地盤 漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
64	庄川	庄川	高岡市		上麻生	右岸 13.3k～ 13.4k+100m	159	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
65	庄川	庄川	高岡市		中田	右岸 15.0k-138m～ 15.0k+125m	263	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
66	庄川	庄川	砺波市		東保	右岸 16.0k+180m～ 16.4k	230	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
67	庄川	庄川	砺波市		東般若	右岸 17.4k+90m	四輪 用水 樋管	A	樋管 堤体内埋没	浸水	積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
68	庄川	庄川	砺波市		権正寺	右岸 17.4k～17.7k	459	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
69	庄川	庄川	砺波市		権正寺	右岸 17.9k～18.0k	102	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
70	庄川	庄川	砺波市		頼成	右岸 17.9k～ 20.3k	2,356	B	基礎地盤 漏水	漏水	月の輪 シート張	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
71	庄川	庄川	砺波市		頼成	右岸 18.6k～ 18.8k	225	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
72	庄川	庄川	砺波市		宮村	右岸 20.0k+100m～ 20.4k+100m	390	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
73	庄川	庄川	砺波市	庄川町	三谷	右岸 20.6k～ 21.2k+50m	661	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
74	庄川	庄川	砺波市	庄川町	三谷	右岸 21.8k～ 22.2k+50m	261	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
75	庄川	庄川	砺波市	庄川町	庄	右岸 22.8k+100m～ 23.2k	289	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
76	庄川	庄川	砺波市	庄川町	庄	右岸 23.8k+100m～ 24.0k+40m	101	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
77	庄川	庄川	砺波市	庄川町	庄	右岸 24.4k-100m～ 24.4k+100m	198	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
78	庄川	庄川	砺波市	庄川町	庄	右岸 25.6k-100m～ 25.6k+100m	156	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
79	庄川	庄川	射水市		北野	右岸 5.0k+143m～ 5.4k+151m	387	要注意	新堤防 (H29)	要監視	-	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木

番号	水系	河川	重要水防箇所						予想される危険	水防工法	担当水防管理団体	関係機関	
			位置			左右岸別	延長	重要度					現況
			郡市	町村	字								
80	庄川	庄川	射水市		北野	右岸 5.0k+151m～ 5.4k+172m	199	要注意	新堤防 (H29)	要監視	-	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
81	庄川	庄川	射水市		広上	右岸 11.0k～11.4k	379	要注意	破堤箇所 (S9)	要監視	川倉 ブロック投入 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
82	庄川	庄川	高岡市		中田	右岸 11.8k～12.2k	363	要注意	破堤箇所 (S9)	要監視	川倉 ブロック投入 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
83	庄川	庄川	高岡市		中田	右岸 12.6k～12.8k	189	要注意	破堤箇所 (S9)	要監視	川倉 ブロック投入 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
84	庄川	庄川	高岡市		石瀬	左岸 4.4k～5.0k	598	要注意	旧川跡	要監視	川倉 ブロック投入 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
85	庄川	庄川	高岡市		二塚	左岸 11.4k～12.0k	623	要注意	旧川跡	要監視	川倉 立籠	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
86	庄川	庄川	射水市		庄西町	左岸 0.2k+170m	橋梁	要注意	橋梁 ゲート無し	浸水	立籠 積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
87	庄川	庄川	砺波市		下中条	16.6k+100m	庄川大橋	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
88	庄川	庄川	砺波市	庄川町	庄	24.2k+50m	雄神橋	要注意	橋梁 河積阻害	越水	天端積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 砺波土木
89	庄川	庄川	射水市		広上	右岸 10.2k+50m	北野牧野 用水樋管	要注意	ゲート不良 管渠破損	浸水	積土嚢	庄川水害 予防組合	富山河川 高岡土木
90	小矢部川	小矢部川	高岡市		伏木	左岸 0.0k～ 1.0k+100m	1,107	A	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川 高岡土木
91	小矢部川	小矢部川	高岡市		伏木	左岸 1.0k+100m～ 1.8k	696	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川 高岡土木
92	小矢部川	小矢部川	高岡市		伏木	左岸 2.2k+100m～ 2.2k+100m	217	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川 高岡土木
93	小矢部川	小矢部川	高岡市		伏木	2.2k+240m	氷見橋	B	桁下高	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川 高岡土木
94	小矢部川	小矢部川	高岡市		城光寺	左岸 3.0k+30m～ 3.6k+40m	626	B	水衝・洗掘	根固流出	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
95	小矢部川	小矢部川	高岡市		二上新 八ヶ二上新 守護町 二上町	左岸 3.5k～7.5k	3,827	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
						左岸 3.5k～7.5k	3,827	B	基礎地盤 漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠		
96	小矢部川	小矢部川	高岡市		二上新 八ヶ二上新 守護町	左岸 5.2k～5.8k	619	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川 高岡土木
97	小矢部川	小矢部川	高岡市		守護町 二上町 守山 須田 五十里 岩坪	左岸 6.4k～10.6k	4,399	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川 高岡土木
98	小矢部川	小矢部川	高岡市		守護町	左岸 6.8k+100m～ 7.0k+20m	104	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
99	小矢部川	小矢部川	高岡市		守護町	左岸 7.0k+100m～ 7.0k+160m	60	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
100	小矢部川	小矢部川	高岡市		守護町 二上町	左岸 7.0k+160m～ 7.6k+100m	605	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
101	小矢部川	小矢部川	高岡市		守山	8.0k-37m	守山橋	B	桁下高	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川 高岡土木
102	小矢部川	小矢部川	高岡市		須田 五十里	左岸 8.4k～10.3k	1,810	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
103	小矢部川	小矢部川	高岡市		国吉	左岸 12.2k～13.2k	715	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川 高岡土木
104	小矢部川	小矢部川	高岡市		四日市	左岸 15.0k～ 15.0k+100m	100	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
105	小矢部川	小矢部川	高岡市		石堤	左岸 16.2k+30m～ 16.2k+90m	60	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木

番号	水系	河川	重要水防箇所						予想される危険	水防工法	担当水防管理団体	関係機関	
			位置			左右岸別	延長	重要度					現況
			郡市	町村	字								
106	小矢部川	小矢部川	高岡市		赤丸	左岸 16.5k~17.8k	1,227	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪シート張立籠	高岡市	富山河川高岡土木
107	小矢部川	小矢部川	高岡市		赤丸 三日市 土屋	左岸 17.8k~20.1k	2,187	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪シート張立籠	高岡市	富山河川高岡土木
108	小矢部川	小矢部川	高岡市	福岡町	三日市	左岸 18.0k+169m~ 18.2k+55m	120	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川高岡土木
109	小矢部川	小矢部川	高岡市 小矢部市		上向田 上野 田川 西中野 西福町 今石動町	左岸 20.8k~26.3k	5,758	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪シート張立籠	高岡市	富山河川高岡土木
110	小矢部川	小矢部川	高岡市 小矢部市		上野 田川	左岸 22.8k~23.2k	426	A	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川小矢部土木
111	小矢部川	小矢部川	小矢部市		田川	左岸 22.8k+128m		B	ゲート不良	浸水	積土嚢	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川小矢部土木
112	小矢部川	小矢部川	小矢部市		田川	23.2k+44m		A	河道断面不足 (流下能力)	越水	天端積土嚢	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川小矢部土木
113	小矢部川	小矢部川	小矢部市		田川 西中野 西福町	左岸 24.2k~25.2k	1,064	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川小矢部土木
114	小矢部川	小矢部川	小矢部市		田川	左岸 24.2k+90m~ 24.2k+130m	40	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川小矢部土木
115	小矢部川	小矢部川	小矢部市		西福町	左岸 25.2k-40m~ 25.6k+120m	610	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川小矢部土木
116	小矢部川	小矢部川	小矢部市		綾子 矢水町	左岸 27.3k~30.7k	3,465	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪シート張立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川小矢部土木
117	小矢部川	小矢部川	小矢部市		矢水町	左岸 27.6k+145m~ 27.8k+5m	44	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川小矢部土木
118	小矢部川	小矢部川	小矢部市		矢水町	左岸 30.2k+90m~ 30.4k+40m	158	A	水衝・洗掘	洗掘	川倉立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川小矢部土木
119	小矢部川	小矢部川	小矢部市		矢水町 経田 浅地 箕輪	左岸 30.7k~ 32.2k+165m	1,526	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪シート張立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川小矢部土木
120	小矢部川	小矢部川	小矢部市		経田	左岸 31.0k+12m~ 31.0k+82m	70	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川小矢部土木
121	小矢部川	小矢部川	射水市		庄西町	右岸 0.0k~ 0.0k+100m	98	A	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川高岡土木
122	小矢部川	小矢部川	射水市		庄西町	右岸 0.0k+100m~ 0.2k+100m	195	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川高岡土木
123	小矢部川	小矢部川	射水市 高岡市		庄西町 吉久	右岸 0.2k+100m~ 1.6k+100m	1,390	A	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川高岡土木
124	小矢部川	小矢部川	高岡市		萩布	右岸 1.6k+100m~ 2.0k+100m	947	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川高岡土木
125	小矢部川	小矢部川	高岡市		吉久 萩布	右岸 2.0k-100m~ 2.0k+150m	250	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉立籠	高岡市	富山河川高岡土木
126	小矢部川	小矢部川	高岡市		萩布 米島	右岸 2.0k+100m~ 2.4k+100m	776	A	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川高岡土木
127	小矢部川	小矢部川	高岡市		萩布	右岸 2.2k~ 2.2k+140m	140	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉立籠	高岡市	富山河川高岡土木
128	小矢部川	小矢部川	高岡市		米島	右岸 2.4k+100m~ 2.6k	81	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川高岡土木
129	小矢部川	小矢部川	高岡市		米島	右岸 2.6k~3.9k	1,019	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪シート張立籠	高岡市	富山河川高岡土木
130	小矢部川	小矢部川	高岡市		萩布 向野本町	右岸 4.2k~ 5.6k+110m	1,551	A	水衝・洗掘	護岸陥没	川倉立籠	高岡市	富山河川高岡土木
131	小矢部川	小矢部川	高岡市		向野本町 開発本町	右岸 5.2k~6.0k	778	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川高岡土木
132	小矢部川	小矢部川	高岡市		開発本町 木屋 四屋 長慶寺	右岸 6.0k~8.2k	2,340	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪シート張立籠	高岡市	富山河川高岡土木

番号	水系	河川	重要水防箇所						予 想 さ れ る 危 険	水防工法	担当水防 管理団体	関係機関	
			位置			左右岸別	延長	重要度					現況
			郡市	町村	字								
133	小矢部川	小矢部川	高岡市		四屋 長慶寺 長江	右岸 6.4k~10.6k	4,081	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川 高岡土木
134	小矢部川	小矢部川	高岡市		四屋	右岸 6.4k~ 6.4k+100m	100	B	水衝・洗掘 堤防高	護岸洗掘 越水	川倉、立籠 天端積土嚢	高岡市	富山河川 高岡土木
135	小矢部川	小矢部川	高岡市		四屋 長慶寺	右岸 6.8k~ 6.8k+140m	140	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
136	小矢部川	小矢部川	高岡市		長慶寺 長江	右岸 9.0k~10.9k	1,732	B	堤体漏水	漏水 法崩・チベリ	月の輪 シート張 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
						右岸 9.0k~10.9k	1,732	B	基礎地盤 漏水	漏水 法崩・チベリ	月の輪 シート張 立籠		
137	小矢部川	小矢部川	高岡市		長江	右岸 11.0k~100m~ 11.0k+100m	214	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川 高岡土木
138	小矢部川	小矢部川	高岡市		長江 早川 北島 大源寺	右岸 10.9k~14.0k	2,935	B	堤体漏水	漏水 法崩・チベリ	月の輪 シート張 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
139	小矢部川	小矢部川	高岡市		長江	右岸 10.8k+130m~ 11.2k+100m	398	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
140	小矢部川	小矢部川	高岡市		長江	右岸 11.4k+100m~ 11.6k	76	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
141	小矢部川	小矢部川	高岡市		北島 大源寺	右岸 12.2k~13.2k	1,000	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川 高岡土木
142	小矢部川	小矢部川	高岡市		北島	右岸 12.6k+10m~ 12.6k+90m	80	B	水衝・洗掘	根固流失	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
143	小矢部川	小矢部川	高岡市		大源寺	右岸 13.0k+50m~ 13.0k+110m	60	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
144	小矢部川	小矢部川	高岡市		池田	右岸 15.2k~ 15.4k+25m	221	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
145	小矢部川	小矢部川	高岡市		宝来町 大野	右岸 16.5k~18.9k	2,286	B	堤体漏水	漏水 法崩・チベリ	月の輪 シート張 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
146	小矢部川	小矢部川	高岡市		宝来町	右岸 16.8k+170m~ 17.0k+125m	146	B	水衝・洗掘	根固流失	川倉 立籠	高岡市	富山河川 高岡土木

番号	水系	河川	重要水防箇所						予想される危険	水防工法	担当水防管理団体	関係機関	
			位置			左右岸別	延長	重要度					現況
			郡市	町村	字								
147	小矢部川	小矢部川	高岡市		宝来町	右岸 17.2k+8m～ 17.2k+66m	58	B	水衝・洗掘	根固流失	川倉立籠	高岡市	富山河川 高岡土木
148	小矢部川	小矢部川	高岡市		大野 福岡新 荒屋敷	右岸 18.9k～20.4k	1,500	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
						右岸 18.9k～20.4k	1,500	B	基礎地盤 漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠		
149	小矢部川	小矢部川	高岡市 小矢部市		荒屋敷 本領 岡田川	右岸 21.3k～23.2k	1,827	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
150	小矢部川	小矢部川	小矢部市		田川 石王丸 宇治新 芹川 坂又	右岸 23.2k～25.3k	2,133	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
						右岸 23.2k～25.3k	2,133	B	基礎地盤 漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠		
151	小矢部川	小矢部川	小矢部市		宇治新 芹川 坂又	右岸 24.2k～25.2k	1,014	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
152	小矢部川	小矢部川	小矢部市		東福町	右岸 25.6k+100m～ 26.0k	299	A	水衝・洗掘	洗掘	川倉立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
153	小矢部川	小矢部川	小矢部市		茄子島	右岸27.6k+50m ～ 27.8k+60m	163	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
154	小矢部川	小矢部川	小矢部市		島 下島 福上 西川原 経田 西島 新西	右岸 28.1k～32.6k	4,459	B	基礎地盤 漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
155	小矢部川	小矢部川	小矢部市		経田	右岸 31.4k+172m～ 31.6k+25m	52	B	水衝・洗掘	洗掘	川倉立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
156	小矢部川	小矢部川	小矢部市		新西 清水 清沢	右岸 32.6k～ 35.2k+126m	2,604	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
157	小矢部川	小矢部川	小矢部市		岩武	右岸 34.0k+40m～ 34.0k+60m	100	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
158	小矢部川	小矢部川	小矢部市		清水	右岸 34.8k～ 34.8k+160m	160	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
159	小矢部川	小矢部川	高岡市		佐加野	左岸 13.0k+100m～ 13.0k	100	要注意	旧川跡	要監視	-	高岡市	富山河川 高岡土木
160	小矢部川	小矢部川	高岡市		早川	右岸 12.0k+100m～ 12.2k	300	要注意	旧川跡	要監視	-	高岡市	富山河川 高岡土木
161	小矢部川	小矢部川	高岡市		大源寺	右岸 12.8k+40m～ 13.0k+40m	198	要注意	旧川跡	要監視	-	高岡市	富山河川 高岡土木
162	小矢部川	小矢部川	小矢部市		石王丸	右岸 23.2k+30m～ 23.8k+50m	526	要注意	旧川跡	要監視	-	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
163	小矢部川	小矢部川	小矢部市		東福町	右岸 25.8k+10m～ 25.8k+110m	100	要注意	旧川跡	要監視	-	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
164	小矢部川	小矢部川	小矢部市		茄子島 島	右岸 28.0k+80m～ 28.2k+80m	220	要注意	旧川跡	要監視	-	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
165	小矢部川	小矢部川	高岡市		伏木	2.6k+20m	城光寺橋	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土囊	高岡市	富山河川 高岡土木
166	小矢部川	小矢部川	高岡市		守護	5.8k+220m	二上橋	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土囊	高岡市	富山河川 高岡土木
167	小矢部川	小矢部川	小矢部市		西福町	25.6k+60m	石動大橋	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土囊	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
168	小矢部川	小矢部川	小矢部市		西福町	25.6k+170m	あいの風とやま 鉄道橋梁	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土囊	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
169	小矢部川	小矢部川	小矢部市		西福町	25.6k+180m	あいの風とやま 鉄道橋梁	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土囊	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
170	小矢部川	小矢部川	小矢部市		泉町	27.0k+80m	島分橋	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土囊	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
171	小矢部川	小矢部川	小矢部市		浅地	32.0k+110m	JH橋	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土囊	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木

番号	水系	河川	重要位置			水防箇所				予想される危険	水防工法	担当水防管理団体	関係機関
			郡市	町村	字	左右岸別	延長	重要度	現況				
172	小矢部川	渋江川	小矢部市		綾子 蓮沼	左岸 0.0k~2.0k	1,994	B	基礎地盤 漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
173	小矢部川	渋江川	小矢部市		綾子	左岸 0.8k+107m~ 0.8k+190m	83	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
174	小矢部川	渋江川	小矢部市		蓮沼	0.8k+190m	十一ヶ 用水 堰	B	河道断面 不足 (流下能力)	越水	天端積土囊	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
175	小矢部川	渋江川	小矢部市		蓮沼	左岸 1.2k~2.0k	795	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
176	小矢部川	渋江川	小矢部市		矢水町	右岸 0.0k~2.0k	1,917	B	基礎地盤 漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張 立籠	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
177	小矢部川	渋江川	小矢部市		矢水町	右岸 1.2k~2.0k	781	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
178	小矢部川	渋江川	小矢部市		蓮沼	1.8k+100m	羽根橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
179	小矢部川	渋江川	小矢部市		綾子	0.0k+69m	堰	要注意	堰	越水	天端積土囊	小矢部川 中流水害 予防組合	富山河川 小矢部土木
合計	186箇所	3河川						A : 27箇所 B : 134箇所 要注意 : 25箇所					

2 河川（富山県関係）

（重要度の判定は、附表2-2の基準による）

令和3年4月1日現在

番号	水系	河川	重要箇所							予 想 さ れ る 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管 理 団 体	関 係 機 関
			重 要 位 置			左 右 岸 別	延 長	重 要 度	現 況				
			郡 市	町 村	字								
1	小矢部川	祖父川	高岡市		戸出 5丁目 6丁目	左岸	240	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
2	小矢部川	祖父川	高岡市		戸出 5丁目 6丁目	右岸	240	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
3	小矢部川	和田川	高岡市		木津	左岸	990	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
4	小矢部川	和田川	高岡市		木津	右岸	990	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
5	庄川	地久子川	高岡市		野村 赤祖父	左岸	1,100	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
6	庄川	地久子川	高岡市		蓮花寺 井口本江 赤祖父	右岸	1,100	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
7	小矢部川	谷内川	高岡市		麻生谷 石堤 福岡町赤丸	左岸	3,150	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
8	小矢部川	谷内川	高岡市		麻生谷 石堤 福岡町赤丸	右岸	3,150	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
9	小矢部川	広谷川	高岡市		八口 柴野	左岸	1,000	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
10	小矢部川	広谷川	高岡市		八口 柴野	右岸	1,000	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
11	小矢部川	頭川川	高岡市		岩坪	左岸	500	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
12	小矢部川	頭川川	高岡市		岩坪	右岸	500	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
13	小矢部川	地久子川	高岡市		能町	左岸	1,100	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
14	小矢部川	地久子川	高岡市		能町	右岸	1,100	B	堤防高	越水	土のう積	高岡市	高岡土木
15	小矢部川	荒又川	高岡市		福岡町 下老子	左岸	500	B	構造不良	護欠	蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	高岡土木
16	小矢部川	荒又川	高岡市		福岡町 下老子	右岸	500	B	構造不良	護欠	蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	高岡土木
17	小矢部川	唐俣川	高岡市		福岡町 木舟	左岸	150	B	堤防高	越水	土のう積	小矢部川 中流水害 予防組合	高岡土木
18	小矢部川	唐俣川	高岡市		福岡町 木舟	右岸	150	B	堤防高	越水	土のう積	小矢部川 中流水害 予防組合	高岡土木
19	小矢部川	西明寺川	高岡市		福岡町 上向田	右岸	50	B	堤防高	越水	土のう積	小矢部川 中流水害 予防組合	高岡土木
20	小矢部川	黒石川	高岡市		福岡町福岡新 福岡町荒尾敷 福岡町本願	左岸	2,770	B	断面不足	越水 護欠	土のう積 蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	高岡土木
21	小矢部川	黒石川	高岡市		福岡町福岡新 福岡町荒尾敷 福岡町本願	右岸	2,770	B	断面不足	越水 護欠	土のう積 蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	高岡土木
22	小矢部川	広谷川	高岡市		国吉 佐加野	左岸	1,000	B	断面不足	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	高岡市	高岡土木
23	小矢部川	広谷川	高岡市		国吉 佐加野	右岸	1,000	B	断面不足	越水 堤欠	土のう積 蛇籠	高岡市	高岡土木
24	小矢部川	子撫川	小矢部市		矢波	右岸	100	B	堤防高	越水	土のう積	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
25	小矢部川	子撫川	小矢部市		桜町 田川	左右岸	堰	A	構造不良	洗掘	蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
26	小矢部川	乱馬川	小矢部市		水落	左岸	250	B	堤防高	越水	土のう積	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
27	小矢部川	乱馬川	小矢部市		水落	右岸	250	B	堤防高	越水	土のう積	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
28	小矢部川	横江宮川	小矢部市		小神	左岸	700	B	堤防高	越水	土のう積	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
29	小矢部川	横江宮川	小矢部市		鷺島 高木出	左岸	1,800	A	堤防高	越水 護欠	土のう積 蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
30	小矢部川	横江宮川	小矢部市		鷺島 高木出	右岸	1,800	A	堤防高	越水 護欠	土のう積 蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木

番号	水系	河川	重 要 水 防 箇 所			予 想 される 危 険	水 防 工 法	担 当 水 防 管理 団体	関 係 機 関				
			位 置							左 右 岸 別	延 長	重 要 度	現 況
			郡 市	町 村	字								
31	小矢部川	横江宮川	小矢部市		和沢	左右岸	堰	A	構造不良	護欠	蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
32	小矢部川	横江宮川	小矢部市		下後亟	左右岸	堰	A	構造不良	護欠	蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
33	小矢部川	黒石川	小矢部市		岡	左岸	700	A	断面不足	越水 護欠	土のう積 蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
34	小矢部川	黒石川	小矢部市		岡	右岸	700	A	断面不足	越水 護欠	土のう積 蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
35	小矢部川	合又川	小矢部市		島	左岸	1,000	A	断面不足	越水 護欠	土のう積 蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
36	小矢部川	合又川	小矢部市		島	右岸	1,000	A	断面不足	越水 護欠	土のう積 蛇籠	小矢部川 中流水害 予防組合	小矢部土木
37	庄川	庄川	砺波市		庄川町 前山	左岸	300	B	地すべり	護欠	蛇籠	庄川水害 予防組合	砺波土木
合計	37箇所	15河川							A : 9箇所 B : 28箇所 要注意 : 0箇所				

3 海岸（富山県関係）

（重要度の判定は、附表2-2の基準による）

令和3年4月1日現在

番号	海岸		重要水防箇所				延長	重要度	現況	予想される危険	水防工法	担当水防管理団体	関係機関
			位置										
			郡市	町村	字								
1	雨晴海岸		高岡市		太田		2,841	A	緩傾斜護岸	越波	土のう積	高岡市	高岡土木
	1箇所	1海岸					A : 1箇所 B : 0箇所						

附表－２の１

(新) 重要水防箇所評定基準 (国土交通省管理区間)

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新堤防 破堤跡 旧川跡			<p>新堤防で築造後３年以内の箇所。</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸 閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

附表－２の２

重要水防箇所評定基準（富山県管理区間）

【河川】

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高	計画高水位（量）又は既往最高水位（量）に対し堤防高又は断面不足のため最も危険な箇所。	計画高水位（量）又は既往最高水位（量）に対し堤防高又は断面不足のため危険な箇所。	
堤防断面	堤体が計画断面より不足して最も危険な区域。堤体狭小で堤防高に比較して天端が狭く最も危険な箇所。	堤体が計画断面より不足して危険な区域。堤体狭小で堤防高に比較して天端が狭く危険な箇所。	
法崩れ・すべり	堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがあり最も危険な箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがあり危険な箇所。	
漏水	破堤跡又は旧川跡の堤防で漏水が発生するおそれがあり最も危険な箇所。	破堤跡又は旧川跡の堤防で漏水が発生するおそれがあり危険な箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防前面の河床が深掘れしており最も危険な箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しており最も危険な箇所。 波浪による護岸の欠壊等のおそれがあり最も危険な箇所。	水衝部にある堤防前面の河床が深掘れしており危険な箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しており危険な箇所。 波浪による護岸の欠壊等のおそれがあり危険な箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づき改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。 橋梁その他の横断工作物の桁下高等が計画高水流量又は既往最高水量規模の洪水の水位以下となる箇所。		
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所。又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防			新堤防で築造後３年以内の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。
破堤跡 旧川跡			破堤又は旧川跡の箇所。

【海岸】

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
海岸	波浪により堤防、護岸を越波し背後地に重大な被害をもたらすと予想される箇所。又は根固め消波工等が沈下散乱し最も危険な箇所。	堤防、消波工等の保全施設の効用が減殺し背後施設に波浪被害が予想される危険な箇所。	

（重要度の判断基準）

A 水防上最も重要な区間	人命の被害が主体と判断される場合。 破堤すれば背後地に重大な被害をもたらすと予想される箇所。
B 水防上重要な区間	財産施設被害が主体と判断される場合。

附表－4

水位観測所及び基準水位一覧表

量水標 管理者	水系	河川	観測所	位置	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)
国	小矢部川	小矢部川	長江	高岡市長江	5.0	5.8	6.9	7.3
〃	小矢部川	小矢部川	津沢	小矢部市津沢	4.7	5.2	6.2	6.6
〃	小矢部川	小矢部川	石動	小矢部市東福町	1.7	2.5	4.8	5.3
〃	庄川	庄川	大門	射水市大門新	5.0	5.5	7.4	7.7
県	小矢部川	千保川	志貴野橋	高岡市内免	1.7	3.0	4.9	5.8
〃	小矢部川	千保川	市場橋	高岡市佐野	2.0	2.5	2.9	3.5
〃	小矢部川	祖父川	樋詰橋	高岡市中保	1.5	2.6	3.1	3.8
〃	小矢部川	岸渡川	岸渡川鉄道橋	高岡市福岡町大滝	1.7	2.0	2.0	2.6
〃	庄川	和田川	本江	射水市大門本江	3.0	3.5	3.7	4.3

附表－5

流量観測所及び基準流量一覧表

水系	河川	観測位置	指定流量 (m ³ /s)	警戒流量 (m ³ /s)	管理者
庄川	庄川	小牧ダム	600	1000	関西電力(株)
庄川	和田川	和田川ダム	40	60	富山県

附表－6

雨量観測所一覧表

区分	観測所	位置	種類	管理者
市内	高岡土木	高岡市赤祖父211	テレメータ	県
〃	沢川	高岡市福岡町沢川	〃	〃
〃	五位ダム	高岡市福岡町五位堀切191	〃	〃
〃	淵ヶ谷	高岡市福岡町五位	〃	国
〃	佐加野	高岡市佐加野	自記	〃
〃	福岡	高岡市福岡町土屋	〃	〃
〃	伏木	高岡市伏木古国府 伏木特別地域気象観測所	テレメータ	気象庁
〃	二上	高岡市城光寺	〃	県
〃	勝木原	高岡市西広谷	〃	〃
その他	上野	射水市上野	〃	〃
〃	大門	射水市大門新	自記	国
〃	氷見土木	氷見市朝日丘9-24	テレメータ	県
〃	寺尾ダム	氷見市寺尾514	〃	〃
〃	触坂	氷見市触坂56-1	〃	〃
〃	氷見	氷見市七分一	〃	気象庁
〃	神代	氷見市神代	〃	県
〃	鞍骨	氷見市鞍骨	〃	〃
〃	新保	氷見市新保	〃	〃
〃	五十谷	氷見市五十谷	〃	〃
〃	小矢部土木	小矢部市今石動町2-13-1	〃	〃
〃	下御亭橋	小矢部市末友	〃	〃
〃	子撫川ダム	小矢部市宮中字新村15	〃	〃
〃	津沢	小矢部市津沢	〃	国
〃	小矢部	小矢部市芹川村中4701	自記	〃
〃	内山	小矢部市内山	テレメータ	県
〃	砺波土木	南砺市寺家330	〃	〃
〃	城端	南砺市城端2131	〃	〃
〃	井波	南砺市高瀬795-1	〃	〃
〃	利賀川ダム	南砺市利賀村水無	〃	〃
〃	水無	南砺市利賀村大勘場水無入会	〃	〃
〃	あてびょう	南砺市利賀村大勘場水無入会	〃	〃
〃	刀利ダム	南砺市刀利大平72-2	〃	〃
〃	中河内	南砺市刀利字中河内618	〃	〃
〃	長瀬	南砺市刀利字奥孫次郎谷62-1	自記	〃
〃	下小屋	南砺市刀利下小屋外5国有林407い林小班	テレメータ	〃
〃	臼中ダム	南砺市臼中東島410	〃	〃

区分	観測所	位置	種類	管理者
"	東島	南砺市臼中東島1007-3	テレメータ	県
"	城端ダム	南砺市上田外26カ村入会地字山田郷真川19-1	"	"
"	真川	南砺市上田外26カ村入会地字山田郷真川1-1	"	"
"	境川ダム	南砺市桂字栃木平1-5	"	"
"	桂	南砺市桂字赤沼1-12	"	"
"	和田川ダム	砺波市増山	"	"
"	東別所	砺波市東別所	"	"
"	小原ダム	南砺市小原字大谷174	"	関西電力(株)
"	成出ダム	南砺市成出字尊寺25-3	"	"
"	小牧ダム	砺波市庄川町小牧字天ヶ瀬74	"	"
"	小院瀬見	南砺市網掛	"	国
"	東西原	南砺市東西原	"	"
"	東別所	砺波市東別所	自記・テレメータ	"
"	小原	南砺市小原800	自記	"
"	砂子谷	南砺市砂子谷	"	"
"	砺波	砺波市五郎丸	テレメータ	気象庁
"	南砺高宮	南砺市高宮	"	"
"	五箇山	南砺市下梨中の平	"	"
"	夢の平	砺波市五谷	"	県
"	医王トンネル	南砺市法林寺	"	県
"	高峰	南砺市利賀村	"	県
"	上百瀬	南砺市利賀村上百瀬	"	県
"	山の神	南砺市利賀村坂上	"	県
"	上松尾	南砺市上松尾	"	県
"	栃原	南砺市利賀村栃原	"	県
"	御母衣ダム	岐阜県大野郡白川大字御母衣	自記	電源開発(株)

附表－7

波高・潮位観測所一覧表

1 波高・風向観測所

観測所	位置	観測施設	管理者
伏木	高岡市 (伏木港沖合)	波高・周期・波向(超音波式)	国土交通省 (伏木富山港湾事務所)

2 検潮所

観測所	位置	観測施設	管理者
伏木富山港	高岡市伏木錦町 (伏木港)	潮位(デジタル式フース型)	国土交通省 (伏木富山港湾事務所)

附表－8

消防機関人員現況表

令和3年3月現在

体制	所属	人員(人)	備考	
常備	高岡市消防本部	39	県派遣者2、射水市派遣1、東京派遣1	
	高岡消防署	90	南部出張所23、牧野出張所6	
	伏木消防署	34		
	戸出消防署	34		
	福岡消防署	26		
	小計	223		
非常備	消防団本部	75	団長1、副団長10、カラーガード10、救命団員54	
	高岡方面団	博労分団	19	
		下関分団	19	
		定塚分団	18	
		平米分団	17	
		成美分団	24	
		川原分団	22	
		横田分団	19	
		和田分団	27	
		二上分団	22	
		守山分団	25	
		佐野分団	21	
		二塚分団	22	
		野村分団	32	
		能町分団	29	
		国吉分団	23	
		牧野分団	26	
	西高岡分団	45		
	小勢分団	15		
	高岡女性分団	18		
	伏木方面団	伏木西分団	21	
		古府分団	18	
		伏木湊分団	17	
		太田分団	22	
		伏木北分団	19	
		伏木女性分団	13	
	南部方面団	戸出分団	24	
		戸出北分団	24	
		北般若分団	28	
		是戸分団	25	
		醍醐分団	23	
		中田分団	25	
		般若野分団	24	
		南部女性分団	20	
	福岡方面団	福岡分団	23	
		山王分団	18	
		大滝分団	20	
		西五位分団	22	
		赤丸分団	20	
		五位山分団	16	
		福岡女性分団	14	
小計	954			
合計	1177			

附表－9

水防警報河川及びその区域

1 国土交通大臣指定河川

水系	河川	区域
庄川	庄川	砺波市庄川町金屋字小川原921番地先（庄川用水合口堰堤）から 海まで
小矢部川	小矢部川	左岸 小矢部市鴨島186番の1地先 右岸 南砺市本江116番地先 （旅川合流点）から 海まで

2 富山県知事指定河川

水系	河川	区域
庄川	和田川	左岸 射水市梅の木 右岸 射水市山ノ谷 （県道串田新黒河線梅ノ木かんきょ）から 庄川合流点まで
小矢部川	小矢部川	左岸 南砺市天神 右岸 南砺市高宮 （豊栄橋）から 左岸 小矢部市鴨島186番地先 右岸 南砺市本江116番地先 まで
小矢部川	千保川	高岡市東藤平蔵（JR城端線橋りょう）から 小矢部川合流点まで
小矢部川	祖父川	高岡市戸出5丁目（市道331号線1号橋）から 小矢部川合流点まで
小矢部川	岸渡川	小矢部市七社（長岡橋）から 荒又川合流点まで
小矢部川	子撫川	小矢部市宮中字新村（子撫川ダム）から 小矢部川合流点まで
小矢部川	横江宮川	左岸 小矢部市水島五歩10367番地先 右岸 小矢部市下後亟字落合野43番地先 から 小矢部川合流点まで

附表－10

水防警報の種類、内容及び発表基準（河川・国）

種類	内 容	発 令 基 準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。	雨量・水位・流量その他の河川状況により、必要と認められるとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの。	水位・流量その他の河川状況により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇するおそれがあるときで、氾濫注意水位（警戒水位）に達すると予想される時刻の1時間前。
状況	水位の上昇・下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他の河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜河川の状況を通知する必要があるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に復したとき。 氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

附表－10の1

津波に関する水防警報（河川・国）【暫定版】

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波または高潮によって災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても、水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

2 種類及び発表基準

種類	内 容	発 令 基 準
待機	水防団員の安全を確保したうえで、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※津波に関する水防警報にかかる国土交通大臣指定河川は、附表－9の1の項のとおり。

国土交通省管理区間における津波に関する水防警報の発報担当者等は、附表－11の1の項のとおり。

※津波に関する水防警報については、既存の水防警報伝達経路にて伝達する。

附表－10の2

津波に関する水防警報（海岸・国）【暫定版】

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波または高潮によって災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても、水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

2 種類及び発表基準

種類	内 容	発 令 基 準
待機	水防団員の安全を確保したうえで、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする状況が解消したと認めるとき。

※津波に関する水防警報にかかる国土交通大臣指定海岸は、附表－9の3の項のとおり。

国土交通省管理区間における津波に関する水防警報の発報担当者等は、附表－11の1の項のとおり。

※津波に関する水防警報については、既存の水防警報伝達経路にて伝達する。

附表－10の3

水防警報の種類、内容及び発表基準（河川・県）

水防警報河川における水防警報の発表基準は、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えるおそれのあるときとし、その段階は、次の表のとおり準備、出動、状況、解除の4段階とする。
 その他の河川については、県の水防計画に準じて、水防管理者において、あらかじめ計画を定め自主的に行うものとする。

種類	内 容	発 令 基 準
準備	第1段階 水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動等を通 知するもの。	雨量、水位、その他の河川状況により、必要と認められるとき。 または、水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出動	第2段階 水防団員の出動を通知するもの。	氾濫注意水位に達し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
状況	第3段階 出動が長時間にわたるとき、または気象条件、水防活動の変化等が生じたとき、その状況を通知するもの。	出動後の状況に変化を認めたとき。
解除	第4段階 水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。 または、準備体制に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位を下回り、その後水位が上昇するおそれがないとき。

なお、これらの指令は、予想される事態の規模が小さく全面出動を必要としないと認められるときは、準備指令までとし、出動指令を発しないことがある。

また、地震による堤防の漏水、沈下等または津波、高潮による災害が起こるおそれがあるときは、上記に準じて水防警報を発表する。

附表－10の4

津波に関する水防警報（県）【暫定版】

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波または高潮によって災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても、水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。
 なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

2 種類及び発表基準

種類	内 容	発 令 基 準
待機	水防団員の安全を確保したうえで、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする状況が解消したと認めるとき。

※富山県知事指定の水防警報河川については、既に津波時の対応が記載されていることから、今回暫定の基準は定めない。ただし、巨大な津波の遡上等により身の危険が予想されるときは、水防団員の安全を最優先とし、上記基準に準ずる措置をとること。

※津波に関する水防警報にかかる富山県知事指定河川・海岸は、附表－9の2及び4の項のとおり。
 富山県管理区間における津波に関する水防警報の発報担当者等は、附表－11の2の項のとおり。

附表-11

水防警報発報担当者及び受報者

1 国土交通省管理区間

水系	河川 海岸	観測所	量水標管理者 発報者	受報者 発報者	受報水防管理団体	伝達方法
庄川	庄川	小牧ダム	富山河川国道事務所長	河川課長	庄川水害予防組合	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
庄川	庄川	大門	富山河川国道事務所長	河川課長	庄川水害予防組合	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
小矢部川	小矢部川	津沢	富山河川国道事務所長	河川課長	小矢部川中流水害予防組合	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
小矢部川	小矢部川	石動	富山河川国道事務所長	河川課長	小矢部川中流水害予防組合	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
小矢部川	小矢部川	長江	富山河川国道事務所長	河川課長	高岡市、射水市	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
小矢部川	渋江川	蓮沼	富山河川国道事務所長	河川課長	小矢部川中流水害予防組合	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)

2 富山県管理区間

水系	河川 海岸	観測所	量水標管理者 発報者	受報者 発報者	受報水防管理団体	伝達方法
庄川	和田川	本江	高岡土木センター所長	土木維持課長	高岡市、射水市	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	千保川	市場橋	高岡土木センター所長	土木維持課長	高岡市	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	千保川	志貴野橋	高岡土木センター所長	土木維持課長	高岡市	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	祖父川	樋詰橋	高岡土木センター所長	土木維持課長	高岡市	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	岸渡川	岸渡川鉄道橋	高岡土木センター所長	土木維持課長	高岡市、砺波市 小矢部川中流水害予防組合	公衆回線、防災行政無線等

庄川・小矢部川 水防警報発表形式

正規

水防警報（準備）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	〇〇水位観測所	第 号

令和 年 月 日 時 分

国土交通省 富山河川国道事務所 発表

【現 況】

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、 日 時 分
現在 . mです。

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

【発 表】

水防機関は準備してください。

（参考）

〇〇川 〇〇水位観測所（〇〇市）

（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇市〇〇から〇〇市〇〇、右岸：〇〇市〇〇から〇〇市〇〇

問い合わせ先

国土交通省 富山河川国道事務所調査第一課

電話：076-443-4715

（内線）351

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

庄川・小矢部川 水防警報発表形式

正規

水防警報（出動）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	〇〇水位観測所	第 号

令和 年 月 日 時 分

国土交通省 富山河川国道事務所 発表

【現 況】

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、 日 時 分
現在 . mです。

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、氾濫注意水位を上回
る見込みです。

【発 表】

水防機関は出動してください。

（参考）

〇〇川 〇〇水位観測所（〇〇市）

（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇市〇〇から〇〇市〇〇、右岸：〇〇市〇〇から〇〇市〇〇

問い合わせ先

国土交通省 富山河川国道事務所調査第一課

電話：076-443-4715

（内線）351

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

庄川・小矢部川 水防警報発表形式

正規

水防警報（状況）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	〇〇水位観測所	第 号

令和 年 月 日 時 分

国土交通省 富山河川国道事務所 発表

【現 況】

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、 日 時 分
現在 . mです。

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、 日 時 分
ごろ、最高水位 . mに達しました。

【発 表】

水防機関は嚴重に警戒してください。

（参考）

〇〇川 〇〇水位観測所（〇〇市）

（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇市〇〇から〇〇市〇〇、右岸：〇〇市〇〇から〇〇市〇〇

問い合わせ先

国土交通省 富山河川国道事務所調査第一課

電話：076-443-4715

（内線）351

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

庄川・小矢部川 水防警報発表形式

正規

水防警報（解除）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	〇〇水位観測所	第 号

令和 年 月 日 時 分

国土交通省 富山河川国道事務所 発表

【現 況】

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、 日 時 分
現在 . mです。

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、水防団待機水位を下
回り、下降しています。

【発 表】

水防警報を解除します。

（参考）

〇〇川 〇〇水位観測所（〇〇市）

（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇市〇〇から〇〇市〇〇、右岸：〇〇市〇〇から〇〇市〇〇

問い合わせ先

国土交通省 富山河川国道事務所調査第一課

電話：076-443-4715

（内線）351

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

水 防 警 報 （河川・海岸）

種類	待機 ・ 出動 ・ 解除			
発表河川・海岸		基準水位観測所		第 号
日時	令和 年 月 日 時 分（ ）発表			
1	富山県において 日 時 分に（ 津波 ・ 大津波 ）警報が発表されました。			
2	・富山 には（ ）m ・伏木富山港新湊 には（ ）m の津波が予測されています。			
3	津波到達時刻は、 ・富山 で 日 時 分 ・伏木富山港新湊 で 日 時 分 頃と予想されています。			
4	水防機関は（ 待機 ・ 出動 ）してください。			
5	水防警報を解除します。			

通 知 先					
電 話 番 号					
通 報 者					
受 報 者					
通 報（受報）時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

水防巡視出動状況等報告形式

1 河川

水防〔 巡視出動状況 ・ 作業状況 ・ 被災 ・ 避難状況 〕報告					
報告機関名				No.	
種別	通報の内容				
① 巡視 出動 状況	____月 ____日 ____時 ____分 ____川〔 右岸・左岸 〕 ____〔 市・町・村 〕 ____地先〔 へ・で 〕 ____が ____名 (イ. 出動し河川の巡視を ロ. 被災箇所に向け出動します。) (ハ. 実施します。 ニ. 実施中です。 ホ. 実施しました。) 〔 巡視所見連絡等 〕				
	____月 ____日 ____時 ____分 ____川〔 右岸・左岸 〕 ____〔 市・町・村 〕 ____地先で ____が ____名により (イ. 実施します。 ロ. 実施中です。 ハ. 実施しました。) 〔 ____工法 〕を 〔 ____数量 〕 〔 資材の要請、見通し等連絡事項 〕				
③ 被災 状況 と 要 請 事 項	____月 ____日 ____時 ____分 ____川〔 右岸・左岸 〕 ____〔 市・町・村 〕 ____地先 において (イ. 堤防 ロ. 護岸 ハ. ____水門 ニ. ____) (____が ____の ____から) (ホ. 堤防の決壊 チ. 堤防斜面の崩れ ヘ. 水があふれる リ. 深掘れ ト. 欠損 ヌ. 漏水 ル. ____) (ワ. する恐れがあります。 ヰ. ____m ____か所 発生しました。 カ. しています。 コ. ____) 〔 要請事項等 〕				
	____月 ____日 ____時 ____分現在 ____〔 市・町・村 〕 ____地区の人的被害は、 死者 ____名、行方不明者 ____名、重軽傷者 ____名です。 住家の被害は、全壊・流失・半壊 ____戸で、床上浸水 ____戸、床下浸水 ____戸です。 浸水面積は、宅地 ____ha、田畑など ____ha です。 なお (イ. 現在も被害が拡大しています。 ロ. ____調査が進めばさらに被害が増大するものと思われます。 ハ. 減水し始めたので今後は被害の増大はないものと思われます。 ニ. ____)				
⑤ 避難 状況	____〔 市・町・村 〕 ____地区住民は ____月 ____日 ____時 ____分 (イ. に出された ____の避難勧告により) (____へ ____名) (ニ. 避難し始めました。 ロ. ____警察署の避難命令により) (____へ ____名) (ホ. 避難しています。 ハ. 自主的に) (____へ ____名) (ヘ. 避難を終了しました。)				
	⑥ 伝達確認 発信 市町村 発信者 発信時刻		受信 (____ 土木) 受信者 発信者 確認時刻		受信 (県河川課・国) 受信者 発信者 確認時刻
	時	分	時	分	時

水防巡視出動状況等報告形式

2 海岸

下新川海岸 水防〔 巡視出動状況 ・ 作業状況 ・ 被災 ・ 避難状況 〕 報告						
報告機関名		No.				
種別	通 報 の 内 容					
① 巡視出動状況	____月 ____日 ____時 ____分 下新川 ____ 海岸〔 黒部市・入善町・朝日町 〕 ____地先〔 へ・で 〕 ____が ____名 (イ. 出動し河川の巡視を ロ. 被災箇所に向け出動します。) (ハ. 実施します。) (ニ. 実施中です。) (ホ. 実施しました。) 〔 巡視所見連絡等 〕					
② 水防作業状況	____月 ____日 ____時 ____分 下新川 ____ 海岸〔 黒部市・入善町・朝日町 〕 ____地先で ____が ____名により (____ 工法) を 〔 数量 〕 (____) (イ. 実施します。) (ロ. 実施中です。) (ハ. 実施しました。) 〔 資材の要請、見通し等連絡事項 〕					
③ 被災状況と要請事項	____月 ____日 ____時 ____分 下新川 ____ 海岸〔 黒部市・入善町・朝日町 〕 ____ 地先 において (イ. 堤防・護岸) (ロ. 離岸堤・人工リーフ) (ハ. ____) (ニ. 越波) (ホ. 破損・欠損) (ヘ. ____) (ト. する恐れがあります。) (チ. ____m ____か所 発生しました。) (リ. しています。) (ヌ. ____) 〔 要請事項等 〕					
④ 一般被害状況	____月 ____日 ____時 ____分〔 黒部市・入善町・朝日町 〕 ____ 地区の人的被害は、 死者 ____名、行方不明者 ____名、重軽傷者 ____名です。 住家の被害は、全壊・流失・半壊 ____戸で、床上浸水 ____戸、床下浸水 ____戸です。 浸水面積は、宅地 ____ha、田畑など ____ha です。 なお (イ. 現在も被害が拡大しています。) (ロ. ____ 調査が進めばさらに被害が増大するものと思われます。) (ハ. 今後は被害の増大はないものと思われます。) (ニ. ____)					
⑤ 避難状況	〔 黒部市・入善町・朝日町 〕 ____ 地区住民は ____月 ____日 ____時 ____分 (イ. 市・町からの 避難勧告・避難指示 により) (ロ. ____ 警察からの避難命令により) (ハ. 自主的に) (____ へ ____ 名) (____ へ ____ 名) (____ へ ____ 名) (ニ. 避難し始めました。) (ホ. 避難しています。) (ヘ. 避難を終了しました。)					
⑥ 伝達確認	発 信		受信 (____ 土木)		受信 (県河川課・国)	
	市町		受信者		受信者	
	発信者		発信者		発信者	
	発信時刻	時 分	確認時刻	時 分	確認時刻	時 分

附表－14

洪水予報指定河川及びその区域

○国土交通大臣指定

水系	河川	区域
庄川	庄川	砺波市庄川町金屋字小川原921番地先 (庄川用水合口堰堤) から 海まで
小矢部川	小矢部川	左岸 小矢部市鴨島186番の1地先 (旅川合流点) から 海まで 右岸 南砺市本江116番地先

附表－15

洪水予報指定河川基準地点及び基準水位（流量）一覧表

水系	河川	基準観測所	水防団待機水位 (流量)	氾濫注意水位 (流量)	避難判断水位 (流量)	氾濫危険水位 (流量)	計画高水位 (流量)
庄川	庄川	小牧	600 m ³ /s	1,000 m ³ /s	3,400 m ³ /s	4,000 m ³ /s	5,800 m ³ /s
		大門	5.00 m	5.50 m	7.40 m	7.70 m	9.81 m
小矢部川	小矢部川	津沢	4.70 m	5.20 m	6.20 m	6.60 m	7.77 m
		石動	1.70 m	2.50 m	4.80 m	5.30 m	5.80 m
		長江	5.00 m	5.80 m	6.90 m	7.30 m	9.13 m

附表－16

洪水予報の種類及び発表基準等

種類	表題	発表基準等
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。	

正規

〇〇川氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第 号
洪水注意報(発表)
令和 年 月 日 時 分
富山河川国道事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨 量)

多いところで1時間に ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	日 時 分~ 日 時 分	日 時 分~ 日 時 分
	までの流域平均雨量	までの流域平均雨量の見込み
〇〇川	ミリ	ミリ

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m3/s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市)	日 時 分の現況					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m)又は流量(m3/s))

観測所名	〇〇水位観測所			
	〇〇市			
レベル4水位 氾濫危険水位※				
レベル3水位 避難判断水位※				
レベル2水位 氾濫注意水位				
レベル1水位 水防団待機水位				
受け持ち区間	左岸	〇〇市〇〇から〇〇市〇〇		
	右岸	〇〇市〇〇から〇〇市〇〇		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域				

※避難判断水位、氾濫危険水位:水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/
	http://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係:国土交通省 富山河川国道事務所 調査第一課

気象関係:気象庁 富山地方気象台

電話: 076-443-4715

電話: 076-432-2311

(内線) 351

正規

〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第 号
洪水警戒(発表)
令和 年 月 日 時 分
富山河川国道事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「避難判断水位」に到達しました。今後、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨 量)

多いところで1時間に ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川	ミリ	ミリ

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1		レベル2		レベル3		レベル4	
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険				
〇〇 水位観測所 (〇〇市)	日 時 分の現況									
	日 時 分の予測									
	日 時 分の予測									
	日 時 分の予測									

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量 (m³/s))

観測所名	〇〇水位観測所			
	〇〇市			
レベル4水位 氾濫危険水位※				
レベル3水位 避難判断水位※				
レベル2水位 氾濫注意水位				
レベル1水位 水防団待機水位				
受け持ち区間	〇〇川			
	左岸	〇〇市〇〇から〇〇市〇〇		
	右岸	〇〇市〇〇から〇〇市〇〇		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域				

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/
	http://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 富山河川国道事務所 調査第一課
気象関係：気象庁 富山地方気象台

電話：076-443-4715
電話：076-432-2311

(内線) 351

正規

〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第 号
洪水警報
令和 年 月 日 時 分
富山河川国道事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主 文)

【警戒レベル4相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(雨 量)

多いところで1時間に ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川	ミリ	ミリ

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市)	日 時 分の現況					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量 (m³/s))

観測所名	〇〇水位観測所			
	〇〇市			
レベル4水位 氾濫危険水位※				
レベル3水位 避難判断水位※				
レベル2水位 氾濫注意水位				
レベル1水位 水防団待機水位				
受け持ち区間	左岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇	右岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域				

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/
	http://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 富山河川国道事務所 調査第一課
気象関係：気象庁 富山地方気象台電話：076-443-4715 (内線) 351
電話：076-432-2311

〇〇川氾濫発生情報

〇〇川洪水予報第 号
洪水警報
令和 年 月 日 時 分
富山河川国道事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル5相当情報 [洪水]】〇〇川では、(堤防決壊による)氾濫が発生

(主 文)

【警戒レベル5相当】〇〇川では、●●市●●地区(△△岸)付近において(堤防決壊による)氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

観測所名	氾濫による浸水が想定される地区※	
〇〇水位観測所		

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨 量)

多いところで1時間に ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川	ミリ	ミリ

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市)	日 時 分の現況					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量 (m³/s))

観測所名	〇〇水位観測所			
	〇〇市			
レベル4水位 氾濫危険水位※				
レベル3水位 避難判断水位※				
レベル2水位 氾濫注意水位				
レベル1水位 水防団待機水位				
受け持ち区間	〇〇川			
	左岸	〇〇市〇〇から〇〇市〇〇		
右岸	〇〇市〇〇から〇〇市〇〇			
氾濫が発生した場合の浸水想定区域				

※ 避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 富山河川国道事務所 調査第一課

電話：076-443-4715

(内線) 351

気象関係：気象庁 富山地方気象台

電話：076-432-2311

正規

〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第 号
洪水警戒報
令和 年 月 日 時 分
富山河川国道事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報 [洪水] に引下げ】 〇〇川では、氾濫危険水位を下回る

(主 文)

【警戒レベル3相当に引下げ】 〇〇川の〇〇水位観測所 (〇〇市〇〇) では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」を下回り、今後、水位は下降する見込みですが、引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(雨 量)

多いところで1時間に ミリの雨が降っています。
この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	日 時 分～ 日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～ 日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川	ミリ	ミリ

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度					
	水位(m)又は流量(m ³ /s)	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
〇〇 水位観測所 (〇〇市)	日 時 分の現況	水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位 = 計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量 (m³/s))

観測所名	〇〇水位観測所			
	〇〇市			
レベル4水位 氾濫危険水位※				
レベル3水位 避難判断水位※				
レベル2水位 氾濫注意水位				
レベル1水位 水防団待機水位				
受け持ち区間	〇〇川			
	左岸	〇〇市〇〇から〇〇市〇〇		
右岸	〇〇市〇〇から〇〇市〇〇			
氾濫が発生した場合の浸水想定区域				

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/
	http://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 富山河川国道事務所 調査第一課

気象関係：気象庁 富山地方気象台

電話：076-443-4715

電話：076-432-2311

(内線) 351

正規

〇〇川氾濫注意情報(警戒情報解除)

〇〇川洪水予報第 号
洪水注意報(警戒解除)
令和 年 月 日 時 分
富山河川国道事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕に引下げ】〇〇川では、避難判断水位を下回る

(主 文)

【警戒レベル2相当に引下げ】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の目安となる「避難判断水位」を下回り、今後、水位は下降する見込みですが、引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨 量)

多いところで1時間に ミリの雨が降っています。
この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
	〇〇川	ミリ

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1		レベル2		レベル3		レベル4	
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険				
〇〇 水位観測所 (〇〇市)	日 時 分の現況									
	日 時 分の予測									
	日 時 分の予測									
	日 時 分の予測									

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量 (m³/s))

観測所名	〇〇水位観測所			
	〇〇市			
レベル4水位 氾濫危険水位※				
レベル3水位 避難判断水位※				
レベル2水位 氾濫注意水位				
レベル1水位 水防団待機水位				
受け持ち区間	左岸	〇〇市〇〇から〇〇市〇〇		
	右岸	〇〇市〇〇から〇〇市〇〇		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域				

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 富山河川国道事務所 調査第一課
気象関係：気象庁 富山地方気象台

電話：076-443-4715 (内線) 351
電話：076-432-2311

正規

〇〇川氾濫注意情報解除

〇〇川洪水予報第 号
洪水注意報解除
令和 年 月 日 時 分
富山河川国道事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫注意水位を下回る

(主 文)

〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、 日 時 分頃に、氾濫注意水位を下回りました。

(雨 量)

現在雨は小降りになりました。

流域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川	ミリ	ミリ

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市)	日 時 分の現況					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量 (m³/s))

観測所名	〇〇水位観測所			
	〇〇市			
レベル4水位 氾濫危険水位※				
レベル3水位 避難判断水位※				
レベル2水位 氾濫注意水位				
レベル1水位 水防団待機水位				
受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇 右岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇			
氾濫が発生した場合の浸水想定区域				

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 富山河川国道事務所 調査第一課
気象関係：気象庁 富山地方気象台

電話：076-443-4715 (内線) 351
電話：076-432-2311

附表－18

水位周知河川及びその区域

1 富山県知事指定河川

水系	河川	区 域
庄川	和田川	左岸 射水市梅の木 (県道串田新黒河線梅ノ木かんきよ) から 庄川合流点まで 右岸 射水市山ノ谷
小矢部川	小矢部川	左岸 南砺市天神 (豊栄橋) から 左岸 小矢部市鴨島186番地先 まで 右岸 南砺市高宮 右岸 南砺市本江116番地先
小矢部川	千保川	高岡市東藤平蔵 (JR城端線橋りょう) から 小矢部川合流点まで
小矢部川	祖父川	高岡市戸出5丁目 (市道331号線1号橋) から 小矢部川合流点まで
小矢部川	岸渡川	小矢部市七社 (長岡橋) から 荒又川合流点まで

附表－19

氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報発報担当者及び受報者

1 富山県管理区間

水系	河川	観測所	量水標管理者 発報者	受報者 発報者	受報水防管理団体	受 量水標管理者 報	伝達方法
庄川	和田川	本江	高岡土木セン ター所長	土木維持 課長	高岡市、射水市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	小矢部川	川崎橋	砺波土木セン ター所長	土木維持 課長	南砺市 小矢部川中流水害予防組合	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	千保川	市場橋	高岡土木セン ター所長	土木維持 課長	高岡市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	千保川	志貴野橋	高岡土木セン ター所長	土木維持 課長	高岡市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	祖父川	樋詰橋	高岡土木セン ター所長	土木維持 課長	高岡市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	岸渡川	岸渡川鉄道橋	高岡土木セン ター所長	土木維持 課長	高岡市、砺波市 小矢部川中流水害予防組合	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	子撫川	宮島橋	小矢部土木事 務所長	土木維持 課長	小矢部川中流水害予防組合	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	横江宮川	宮川橋	小矢部土木事 務所長	土木維持 課長	小矢部川中流水害予防組合	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	渋江川	下御亭橋	小矢部土木事 務所長	土木維持 課長	小矢部川中流水害予防組合	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	旅川	柴田屋橋	砺波土木セン ター所長	土木維持 課長	南砺市 砺波市 小矢部川中流水害予防組合	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等

令和 年 月 日
〇〇 時 〇〇 分発表
富山県〇〇土木センター

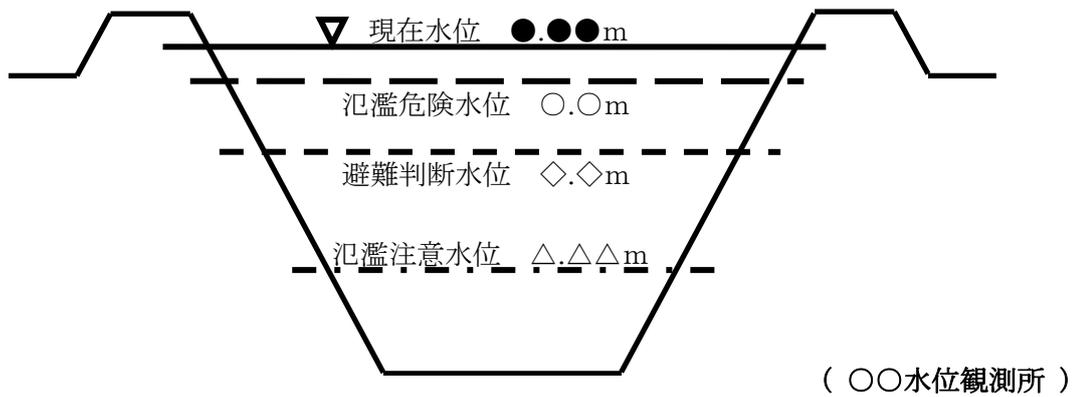
〇〇川 氾濫危険水位情報

※氾濫危険水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）

【主文】【警戒レベル4相当情報【洪水】】
〇〇川は、〇〇時〇〇分に、□□市△△地内の〇〇水位観測所で、避難勧告等の目安のひとつとなる水位である、氾濫危険水位 ◇◇.◇ mに達しました。

〇〇観測所では、●日●●時～〇〇時の1時間に、約▲.▲m水位が上昇し、その後も水位が上昇しています。

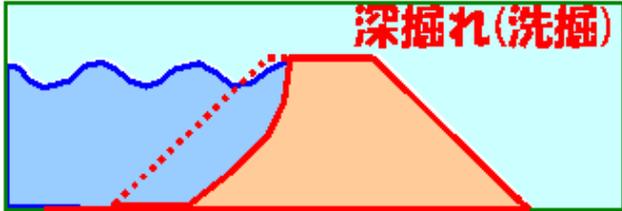
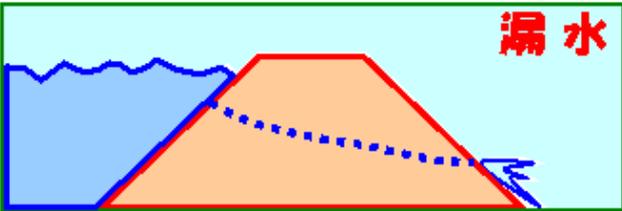
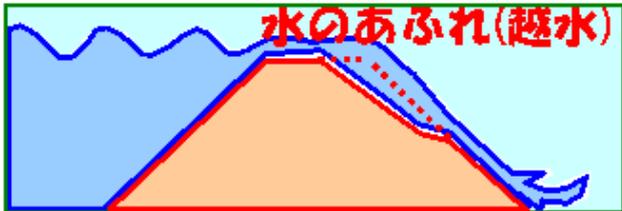
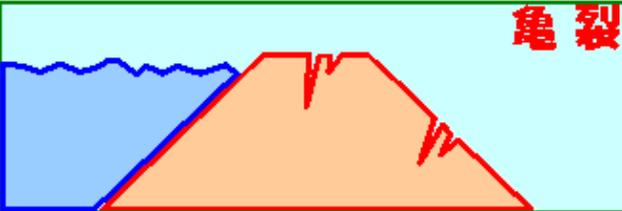
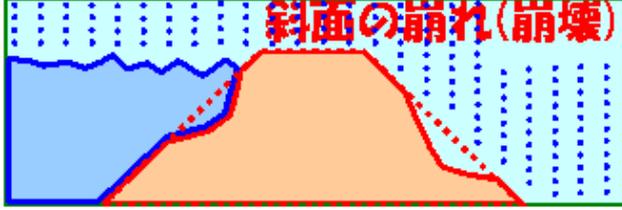
市町村長が発する避難情報に十分注意するとともに、周囲の状況の確認や避難準備をお願いします。



伝達確認	通知先								
	電話番号								
	通知者								
	受信者								
	通知(受信)時刻								

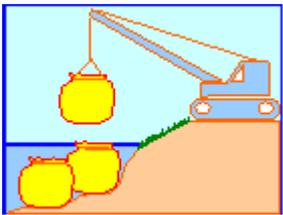
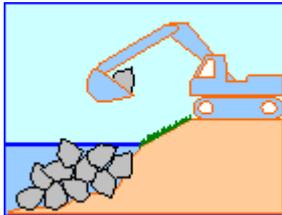
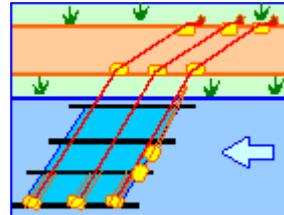
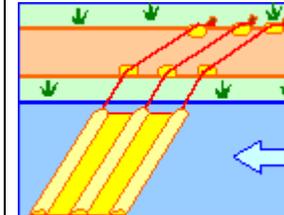
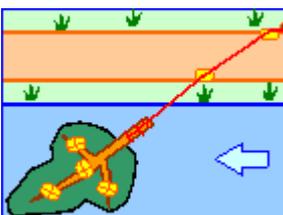
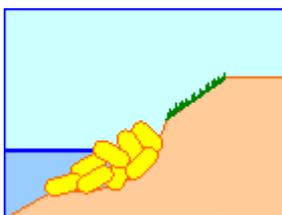
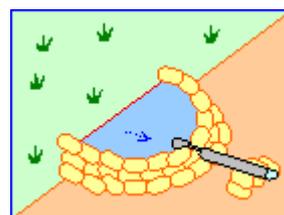
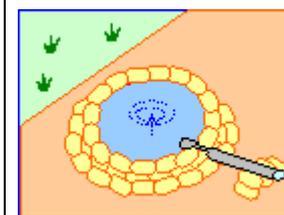
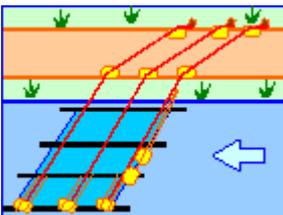
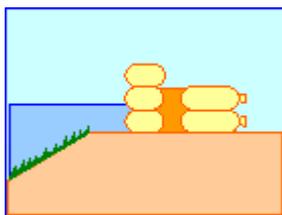
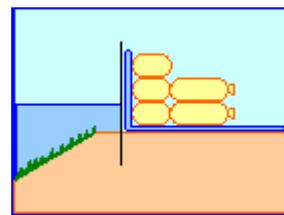
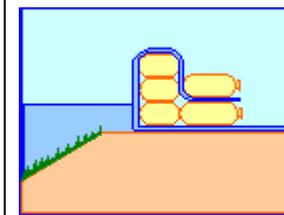
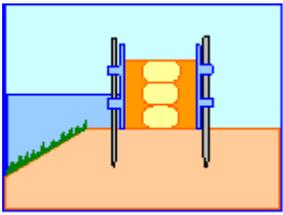
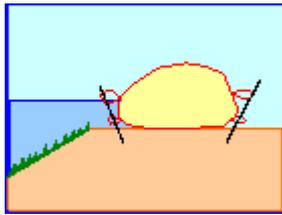
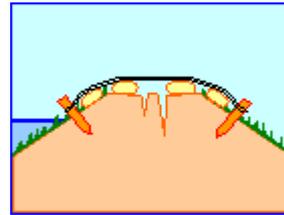
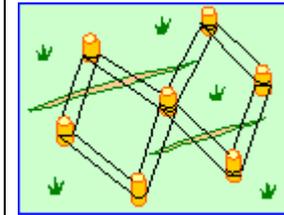
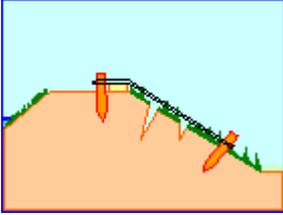
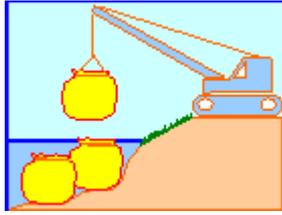
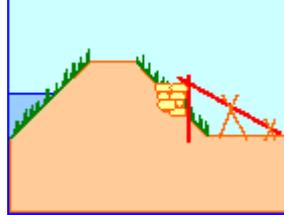
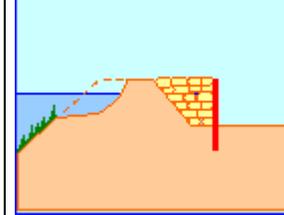
水防工法の選定

1 被災要因とその対策

被災要因	対策の基本方針
 <p>深掘れ(洗掘)</p> <p>築堤部・掘込部に関わらず、川側で発生</p>	<p>激しい川の流れや波浪等により、堤防の川側が削り取られた状態を言う。</p> <p>[対策] 特に築堤部で深掘れが進むと、堤防が決壊し、甚大な被害が発生するおそれがある。深掘れが進行しないよう、堤防斜面を保護する対策が必要である。</p>
 <p>漏水</p> <p>築堤部の居住地側で発生</p>	<p>河川水位が上昇し居住地側との水位差が大きくなることにより、堤防又は基礎部を通った浸透水が地表に漏れ出した状態を言う。</p> <p>[対策] 漏水量の増加により堤防内の土砂が排出され決壊するおそれがある。漏水量を増加させないよう、川側・居住地側の水位差を小さくする対策が必要である。</p>
 <p>水があふれ(越水)</p> <p>築堤部・掘込部に関わらず発生</p>	<p>河川水位が上昇し、堤防の上面を越えて溢れ出した状態を言う。</p> <p>[対策] 溢れ出した水が堤防上面や居住地側斜面を削り、決壊するおそれがある。水が溢れないよう、堤防を嵩上げする対策が必要である。</p>
 <p>亀裂</p> <p>主に築堤部の堤防上面や居住地側で発生</p>	<p>河川の水圧や堤防内の浸透水等の影響で堤防が変形しひび割れが発生した状態を言う。</p> <p>[対策] 亀裂が進行し決壊するおそれがある。亀裂が広がらないよう、被災箇所を縫い合わせる対策が必要である。</p>
 <p>斜面の崩れ(崩壊)</p> <p>主に築堤部の川側・居住地側に関わらず発生</p>	<p>激しい川の流れや降雨の影響で堤防の一部が崩れた状態を言う。</p> <p>[対策] 水位があまり高くない状態でも降雨等により斜面の崩れが起こるおそれがある。居住地側の崩れでは失われた部分を直接充填する、川側では反対の居住地側を補充する対策が必要である。</p>

※ 国土交通省中国地方整備局中国技術事務所「時代に即した水防工法 工法選定と作製の手引き（第1回改訂版）」より

2 水防工法の種類

分類	深掘れ（洗掘）			
水防工法	大型土のう・大型ブロック工法	捨石（バックホウ）工法	シート張り工法	水防マット工法
				
分類	深掘れ（洗掘）		漏水	
水防工法	木流し工法	捨土のう（人力）工法	月の輪工法	釜段工法
				
分類	漏水	水があふれ（越水）		
水防工法	シート張り工法	積土のう工法	改良積土のう工法	改良積土のう工法（2）
				
分類	水があふれ（越水）	亀裂		
水防工法	せき板工法	水のう工法	打ち継ぎ（鉄線）工法	籠止め（鉄線）工法
				
分類	亀裂	斜面の崩れ（崩壊）		
水防工法	繋ぎ縫い（鉄線）工法	大型土のう工法	杭打積土のう工法	築廻し工法
				

※ 国土交通省中国地方整備局中国技術事務所「時代に即した水防工法 工法選定と作製の手引き（第1回改訂版）」より

3 水防工法の概要

分類	水防工法	概要
深掘れ (洗掘)	大型土のう・大型ブロック工法	大型土のうや大型ブロックを被災箇所に投入し、川側斜面を直接保護する工法。
	捨石（バックホウ）工法	比較的大きな石をバックホウ等の重機で被災箇所に投入し、川側斜面を直接保護する工法。
	シート張り工法	合成繊維シートに骨組み材や重し土のうを取付けた状態で投入し、川側斜面を直接保護する工法。
	水防マット工法	シート張り工法と同じ効果を持つ、水防活動専用開発された工法。
	木流し工法	川側斜面に投入した樹木の抵抗力により、堤防表面の河川流速を低減させ、深掘れの進行を抑える工法。
	捨土のう（人力）工法	深掘れされた部分に土のうを投入し、斜面を保護する工法。
	立籠工法	川側斜面に蛇籠を立て、被覆することにより、川側斜面、根固めの深掘れ、一部流出（崩壊）した所の災害の再発生を防止する工法。
	川倉工法	急流をゆるやかにし、堤脚深掘れの拡大を防ぐ工法。
漏水	月の輪工法	漏水箇所周辺に、土のうを月の輪状に積上げ水深を保つことにより、川側との水位差を小さくし、漏水量の増加を抑え、堤防内部の土砂流出による決壊を防止する工法。
	釜段工法	漏水箇所周辺に、土のうを円形に積上げ水深を保つことにより、川側との水位差を小さくし、漏水量の増加を抑え、堤防内部の土砂流出による決壊を防止する工法。
	シート張り工法	合成繊維シートに骨組み材や重し土のうを取付けた状態で投入し、川側斜面に発生した漏水箇所を直接遮断する工法。
水のあふれ (越水)	積土のう工法	堤防上面に土のうを積上げ、水のあふれを防止する工法。
	改良積土のう工法	積土のう工法の改良型で、中詰め材を省略する代わりにブルーシート等で止水の役割を受け持たせる工法。
	改良積土のう工法（2）	改良積土のう工法から、さらに杭を省略した工法。
	せき板工法	軽量鋼板製のせき板を杭で固定し、中詰め材で安定させる工法。
	水のう工法	ビニロン帆布製の水のうにポンプで水を注入し水があふれることを防止する工法。
	蛇籠工法	堤防の上端に土のうのかわりに蛇籠を置き、越水による居住地側斜面の崩壊を防ぐ工法。
亀裂	打ち継ぎ（鉄線）工法	堤防上面に発生した亀裂を鉄線で挟み込み、亀裂が広がることをくい止める工法。
	籠止め（鉄線）工法	堤防上面から居住地側斜面にかけて発生した亀裂を鉄線で挟み込み、亀裂が広がることをくい止める工法。
	繋ぎ縫い（鉄線）工法	堤防に発生した亀裂を鉄線で縫い合わせるにより、亀裂が広がることをくい止める工法。
斜面の崩れ (崩壊)	大型土のう工法	主に居住地側斜面の斜面崩れ箇所に、大型土のうを充填し、決壊を防止する工法。
	杭打積土のう工法	居住地側斜面で崩れのおそれがある場合、又は比較的小規模な崩れが発生した場合に、対象箇所下面に打ち込んだ杭と崩れ面との間に土のうを充填し、崩れの進行を防止する工法。
	築廻し工法	川側の深掘れ（洗掘）・斜面の崩れ（崩壊）で不足した堤防断面を居住地側に確保することにより決壊を防止する工法。

附表-22

水防実施状況報告書

(水防を行った箇所ごとに作成するもの)

(第1号様式)

令和 年 月 日

(作成責任者)

印

管理団体名			出水の概況	川(水位観測所)		雨量(観測所)					
水防実施の台風又は豪雨名				警戒水位(氾濫注意水位) m		mm/h					
水防実施箇所	右岸 川 左		地先 m		(水防実施箇所の位置がわかる地図の写しを添付すること)						
日時	自 月 日 時		水防の結果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	
	至 月 日 時			効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人
出動人員数	消防団員	その他	計	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人
	人	人	人	区分	管理団体分		付帯支出分		計		
水防作業の概況及び工法	工法:		使用資材	土のう類	枚	枚	枚	枚	枚		
	箇所: m			蓆(むしろ)ビニールシート	枚	枚	枚	枚	枚		
				縄	玉	玉	玉	玉	玉		
				丸太	本	本	本	本	本		
		その他									
水防活動または被害状況写真	(水防活動または被害状況写真)			(水防活動または被害状況写真)							
居住者の出動状況			水防関係者の死傷								
他団体・警察からの応援状況			雨量水位の状況								
立退きの状況及びこれを指示した理由											
水防活動に関する自己批判備考											

附表-23

公用負担権限委任証明書様式 (例)

第 号	公用負担権限委任証明書			
	所属 職名 氏名			
上記の者に する。	区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明			
	年 月 日			
		水防管理者 氏名	印	

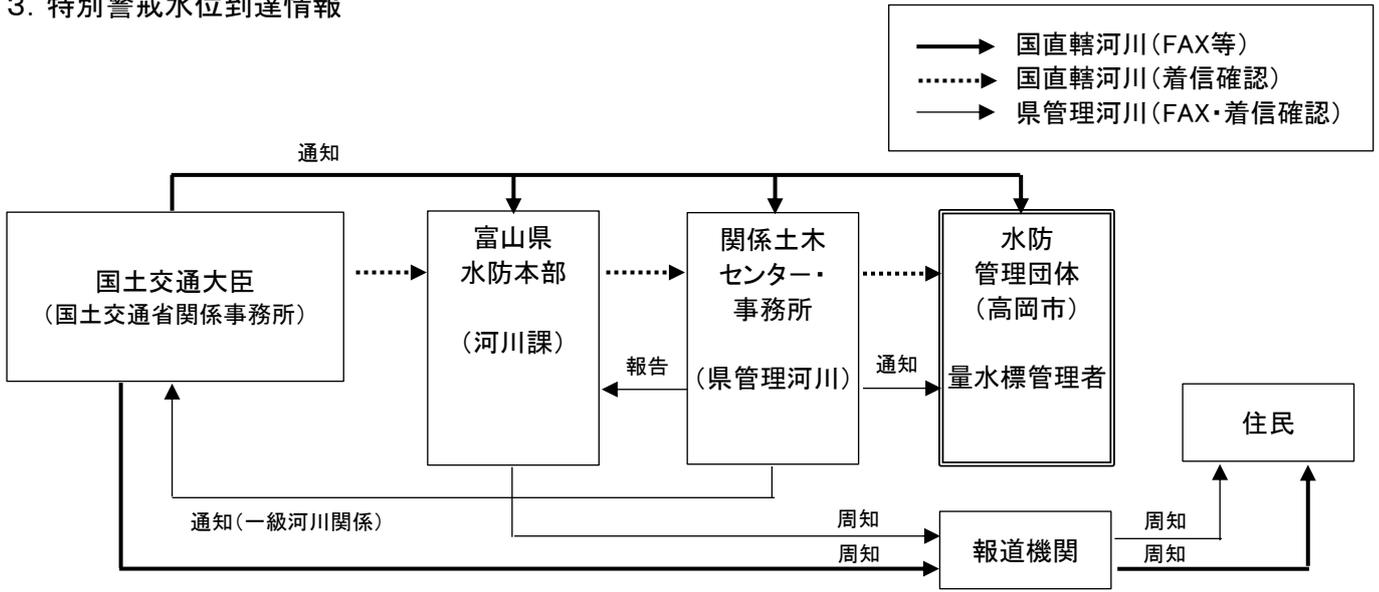
附表-24

公用負担命令票様式 (例)

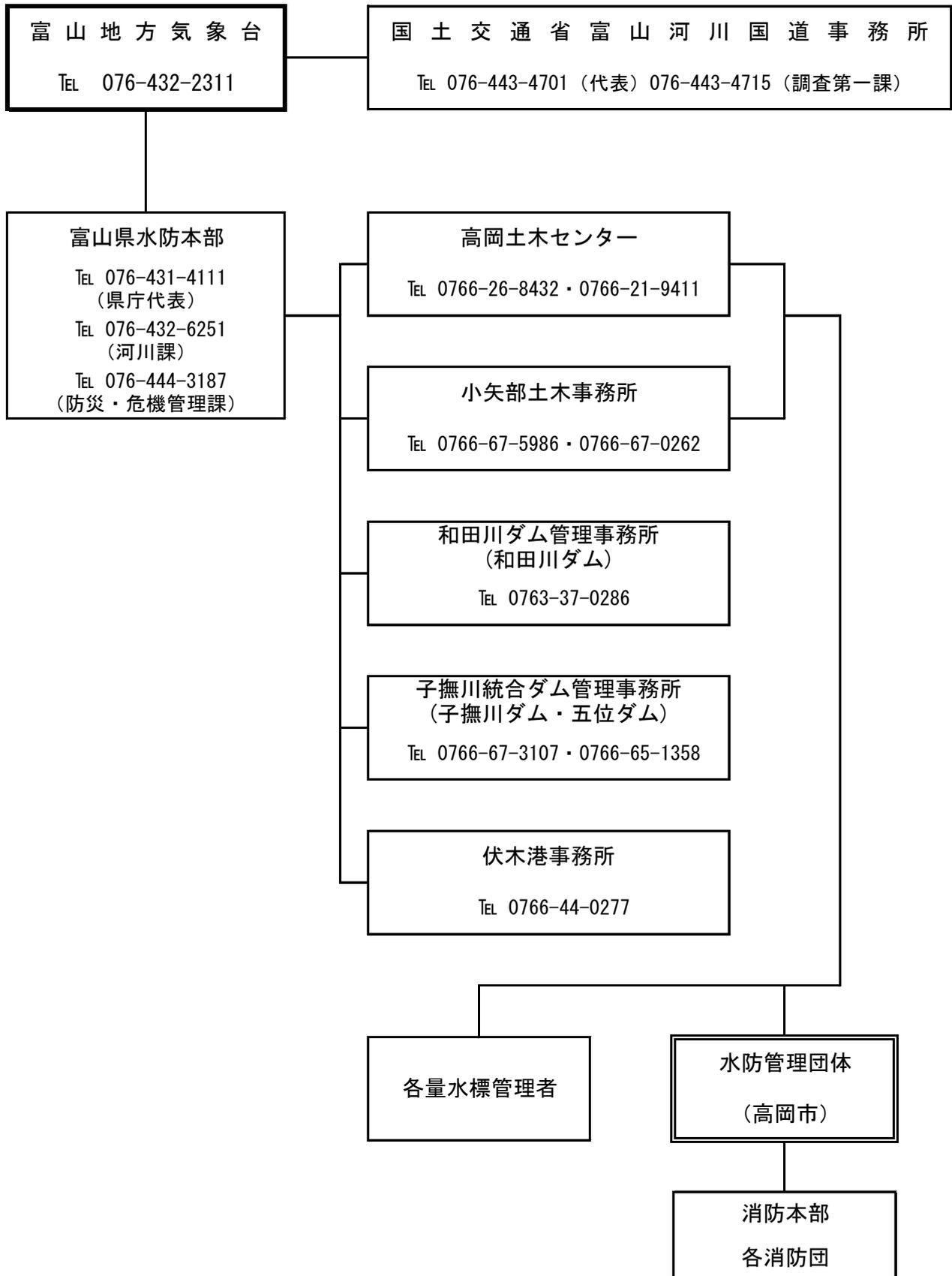
公用負担命令票				
負担者 住所 氏名				
物 件	数 量	負担内容 (使用・収用・処分)	期 間	摘 要
水防法第28条の規定により、上記物件を使用 (収用・処分) する。				
	年 月 日	命令者 氏名		
			印	

(附 圖)

3. 特別警戒水位到達情報



気象情報等の通知系統図



附図－3

洪水予報に係る連絡系統図

